

第4次

つるぎ町地域福祉計画

令和5年3月

つるぎ町

目 次

第1章 計画策定にあたって-----	1
1 計画策定の背景-----	1
2 地域福祉とは-----	2
3 地域福祉計画とは-----	3
4 計画の位置づけ-----	4
5 計画期間-----	4
6 計画の策定体制-----	5
第2章 つるぎ町の現状-----	6
1 統計データからみる本町の現状-----	6
2 アンケート調査結果からみる本町の現状-----	12
3 前回計画の取り組み状況-----	23
4 主要課題-----	28
第3章 計画の基本的な考え方-----	29
1 基本理念-----	29
2 基本目標-----	29
3 計画の体系-----	30
第4章 施策の展開-----	31
基本目標1 地域における共通課題への取り組み-----	31
基本目標2 地域における包括的な支援体制の整備-----	35
基本目標3 地域における安全・安心の推進-----	38
第5章 計画の推進に向けて-----	42
1 計画の推進体制-----	42
2 計画の進行管理-----	42
3 計画の周知-----	42

第6章 第2期成年後見制度利用促進計画	43
1 計画策定の背景	43
2 計画の位置づけ	43
3 施策の展開	44
第7章 つるぎ町再犯防止推進計画	47
1 計画策定の背景	47
2 計画の位置づけ	47
3 再犯防止推進計画における基本方針	48
4 施策の展開	49
資料編	51
1 つるぎ町地域福祉計画策定委員名簿	51
2 つるぎ町地域福祉計画策定委員会設置要綱	52

<障がいの表記について>

本計画では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、「害」の字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記を行うこととしています。このため、計画内の「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は「障がい」と表記しています。ただし、法令名や固有名詞として使用する場合は、そのまま漢字表記としています。

<年号表記について>

本計画では、和暦を使用しています。令和5年以降は、下表をご参照ください。

和暦	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
西暦	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化・人口減少等の社会問題が全国的に大きな課題となっており、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直面しており、この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その存続の可能性を高めていく必要があると考えられる。こうした考えのもと、地方創生の実現に向けた取り組みの推進を図り、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められている。

地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められる。

人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、障がい、児童・子育て、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして地域社会からの孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶとともに、個人やその世帯の中で複合・複雑化している。こうした本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要である。

また、介護、障がい、児童・子育て、病気等、各分野で制度的な対応を不断に進めていくことは必要であるが、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではなく、重要なのは「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、各分野の制度の狭間での問題をどのように解決していくのかということであると考えられる。

こうした、地域づくりを実現するためには、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が必要である。

つるぎ町（以下、「本町」という）では、平成19年度に「つるぎ町地域福祉計画」を策定、平成30年度には計画の見直しを行い、「第3次つるぎ町地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。この度、令和4年度末に計画年度が終了することを受け、多様化する近年のさまざまな課題に対応し、より一層、協働による福祉のまちづくりを推進すべく、『第4次つるぎ町地域福祉計画』（以下、「本計画」という）を策定するものです。

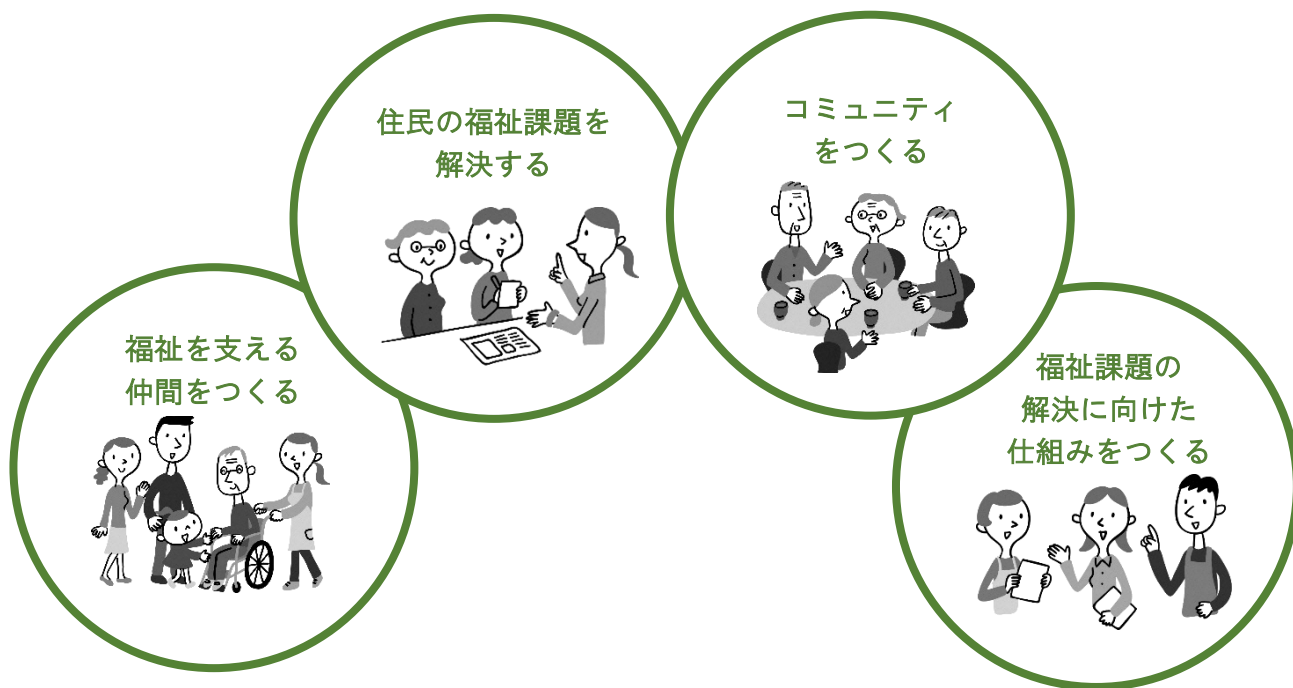
2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任を持つ公的福祉サービス・支援等の取り組み（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

そのため、地域に住む私たち自身が、身近にあるさまざまな福祉ニーズに目を向け、地域全体で取り組むことが求められています。

「地域福祉」の主な内容



3 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための総合的な方向性を示すものです。

本町では、地域の助け合いによる福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本とした顔の見える関係づくりやともに生きる社会づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくるための計画として本計画を策定し、社会福祉協議会が策定する「つるぎ町地域福祉活動計画」と連携を図りながら、地域福祉を推進します。

□■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

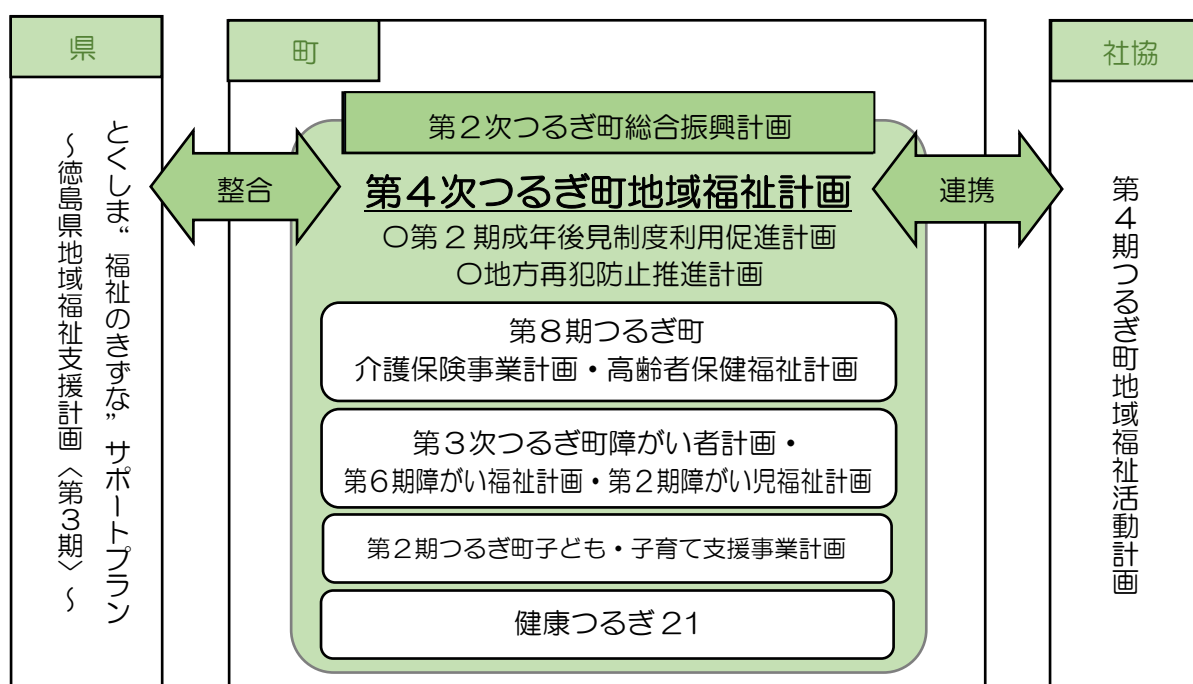
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の位置づけ

本計画は、県の『とくしま“福祉のきずな”サポートプラン（徳島県地域福祉支援計画）〈第3期〉』及び、町の最上位計画である『第2次つるぎ町総合振興計画』と整合を図りながら「第8期つるぎ町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」「第3次つるぎ町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」「第2期子ども・子育て支援事業計画」「健康つるぎ21」等の既存の福祉関係計画と整合を図り、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、より具体的にまちづくりについての方向性を示すものです。

また、本計画は成年後見制度利用促進計画及び地方再犯防止推進計画を包含する計画として位置づけるものです。



5 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

平成・令和（年度）	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9
西暦（年度）	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
つるぎ町地域福祉計画	← 前回計画(第3次) →					← 本計画(第4次) →				

6 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、地域住民や地域福祉活動団体関係者等により構成するつるぎ町地域福祉計画策定委員会を設置し、本計画の策定機関に位置づけ、策定に関する検討をいただきました。

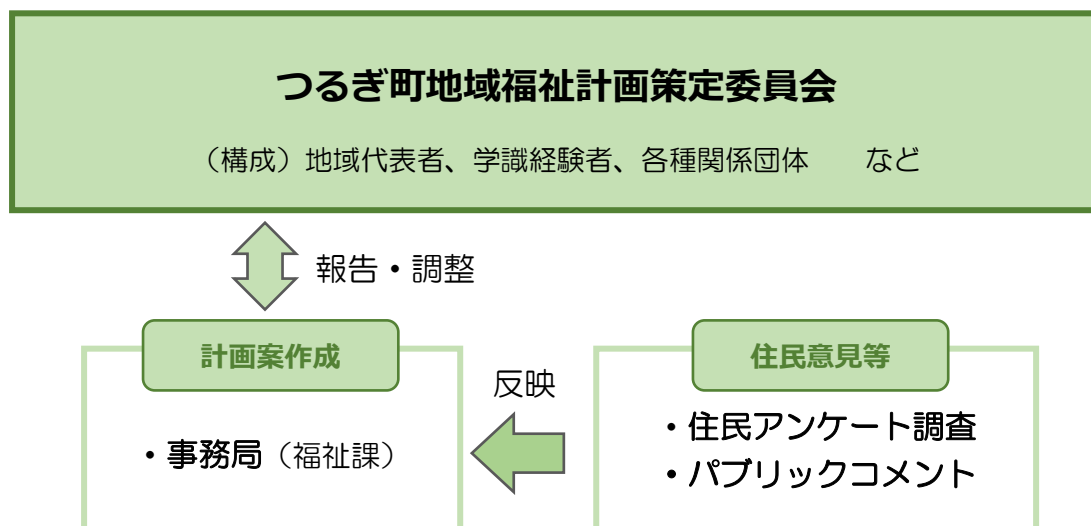
また、つるぎ町社会福祉協議会が策定する「つるぎ町地域福祉活動計画」を共同で策定することにより、地域福祉において整合性のとれたより良い計画となっております。



(2) 地域福祉に関する基礎調査

本計画の策定に先立ち、地域福祉に関する意識、意見等を把握するため、町内在住の18歳以上の住民500人を対象にアンケート調査を実施しました。

また、パブリックコメントの実施により、住民の意見聴取を行いました。



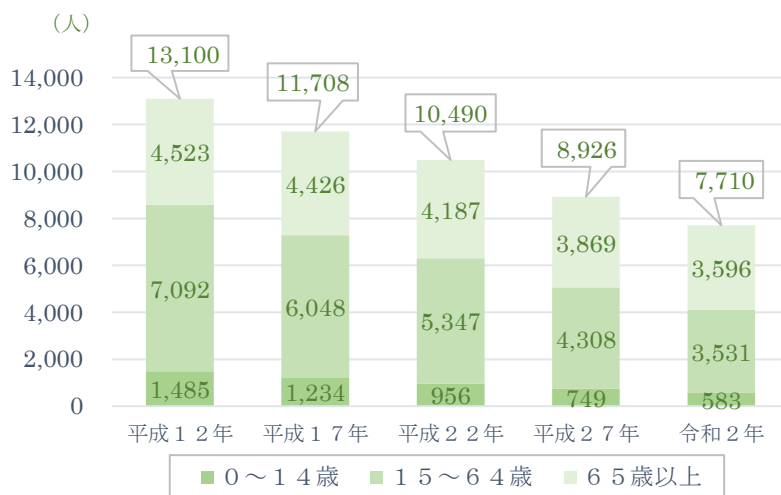
第2章 つるぎ町の現状

1 統計データからみる本町の現状

(1) 人口・世帯の状況

総人口の状況を見ると、年々減少が続いており、令和2年は8千人を下回り、7,710人となっています。年齢3区分別人口の状況を見ると、0～14歳、15～64歳ともに減少が続いており、65歳以上においても平成12年をピークに減少しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



※年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがあります。

資料：国勢調査

世帯数の状況を見ると、減少しながら推移しており、令和2年では3,407世帯となっています。1世帯あたり人員も年々減少し、令和2年では2.26人となっています。

■総世帯数と1世帯あたり人員

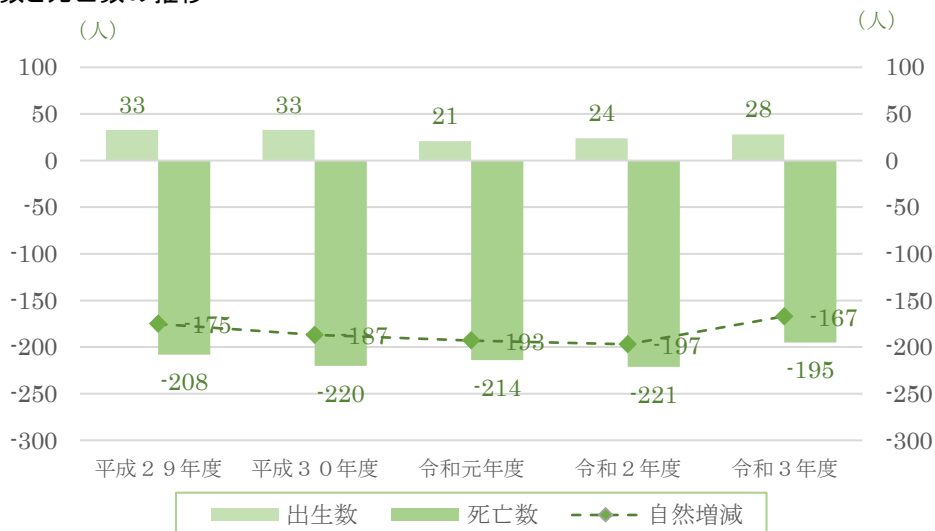


資料：国勢調査

(2) 自然動態人口（出生・死亡）の状況

出生と死亡の状況を見ると、出生数は令和元年度以降、30人を下回っており、死亡数は210人程度で推移しています。令和3年度では出生数28人、死亡数195人となっており、死亡数が出生数を大きく上回る自然減が続いています。

■出生数と死亡数の推移

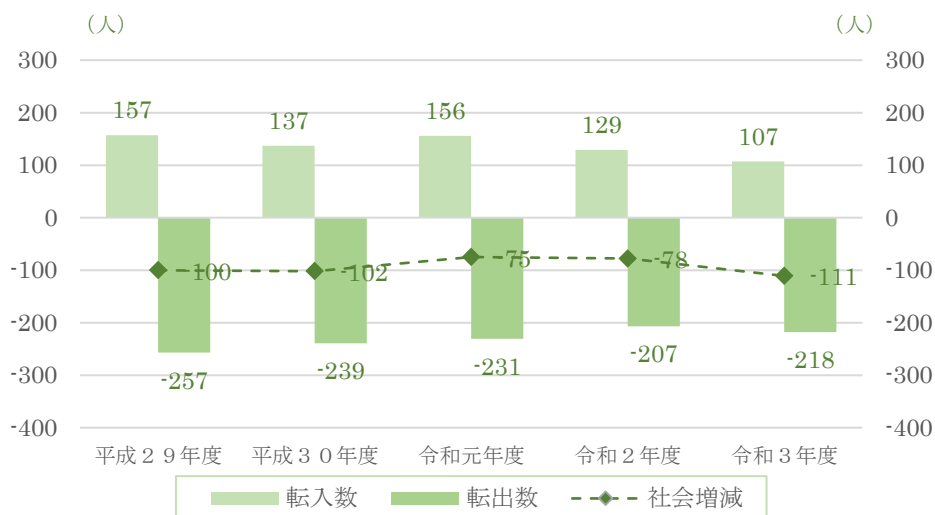


資料: つるぎ町

(3) 社会動態人口（転入・転出）の状況

転入と転出の状況を見ると、転入数・転出数ともに年度によって増減はありますが、令和3年度では転入数107人、転出数218人となって、転出数が転入数を上回る社会減が続いています。

■転入数と転出数の推移



資料: つるぎ町

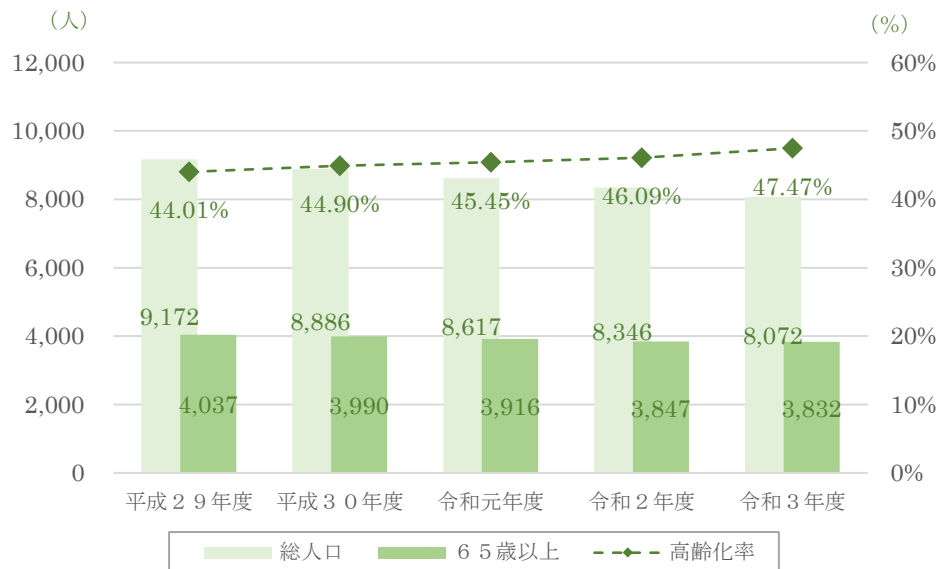
(4) 高齢者の状況

① 高齢者数と高齢化率の状況

高齢者数と高齢化率の状況を見ると総人口の減少に伴い高齢者数も減少しているものの、高齢化率は上昇しています。

令和3年度では高齢化率が47.47%となり、数年後には50%を超えると予想されます。

■ 高齢者数と高齢化率の推移

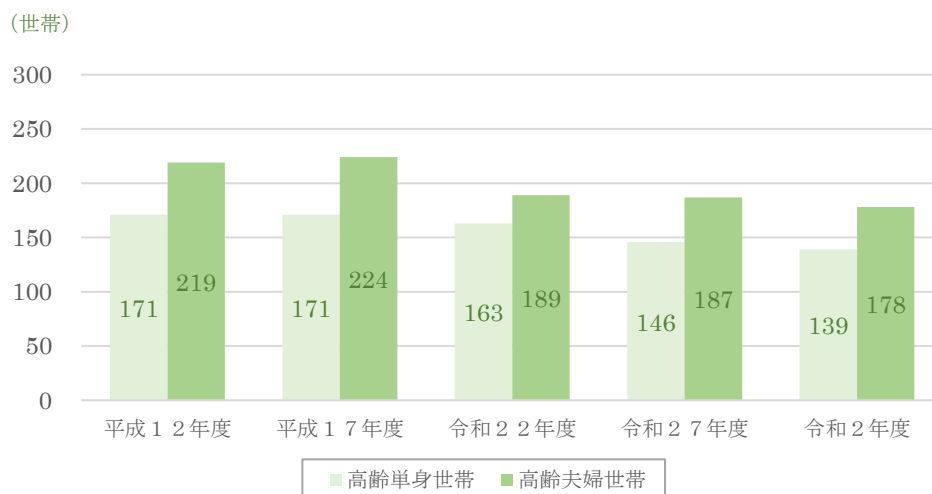


資料: つるぎ町

② 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況を見ると、平成17年度以降は高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯共に減少しており、令和2年度では高齢単身世帯は139世帯、高齢夫婦世帯は178世帯となっています。

■ 高齢者世帯の推移



資料: 国勢調査

(5) 子どもの状況

保育所入所児童・学童保育利用者の状況をみると、年度によって増減はありますが、令和3年度では保育利用者数84人のうち、0～2歳児が54人となっています。

また放課後児童クラブ及び幼稚園一時預かり利用者数は令和3年度では208人となっています。

■保育所入所児童数・学童保育利用者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保育利用者数	101	98	83	83	84
(内訳：0～2歳児)	73	53	60	57	54
(内訳：3歳児)	28	45	23	26	30
放課後児童クラブ及び 幼稚園一時預かり利用者数	169	194	218	218	208

資料：つるぎ町

(6) 障がいのある人の状況

①身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、所持者数の合計は減少傾向にあります。年齢別にみると、65歳以上が8割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)※住登外含む

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
0～17歳	2	3	2	2	2
18～64歳	120	100	89	89	86
65歳以上	610	599	566	545	530
合計	734	702	657	636	618

資料:つるぎ町

②療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、所持者数の合計は緩やかに減少傾向にあります。年齢別にみると、令和3年度では、0～17歳が16人、18～64歳が100人、65歳以上が35人となっています。

■療育手帳所持者数の推移(年齢別)※住登外含む

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
0～17歳	22	23	20	16	16
18～64歳	103	96	96	100	100
65歳以上	33	36	36	33	35
合計	158	155	152	149	151

資料:つるぎ町

③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、所持者数の合計は増減を繰り返し減少傾向で推移しており、令和3年度では68人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)※住登外含む

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
0～17歳	2	1	1	1	2
18～64歳	50	48	47	49	43
65歳以上	23	24	21	21	23
合計	75	73	69	71	68

資料:つるぎ町

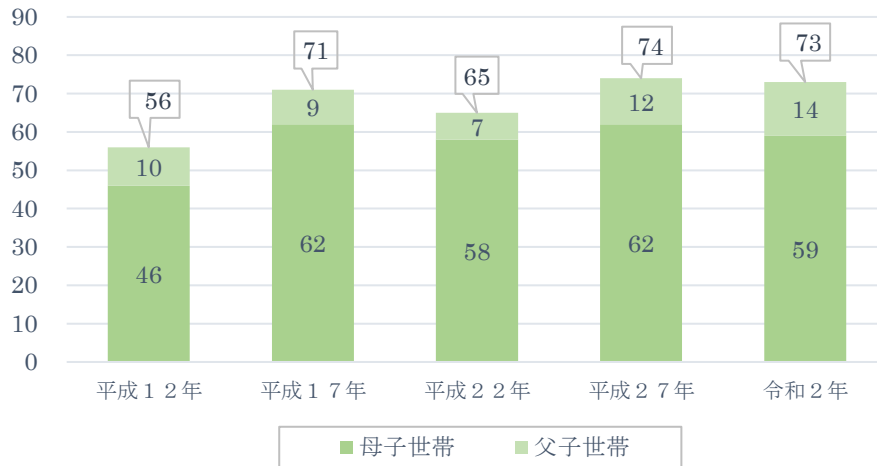
(7) その他支援が必要な人の状況

①ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増減はありますが、令和2年には母子世帯59世帯、父子世帯14世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移

(世帯)



資料:つるぎ町

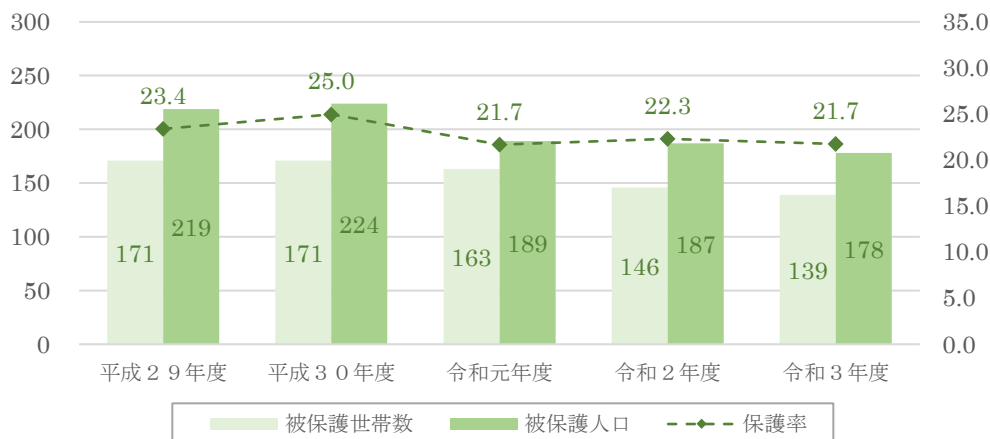
②生活保護の状況

生活保護の状況をみると、被保護世帯数、被保護人口ともに横ばいで推移しており、令和3年度では、被保護世帯数が139世帯、被保護人口が178人、保護率が21.7%となっています。

■生活保護世帯数・被保護人口の推移

(世帯、人)

(%)



※停止中は含まない
資料:つるぎ町

2 アンケート調査結果からみる本町の現状

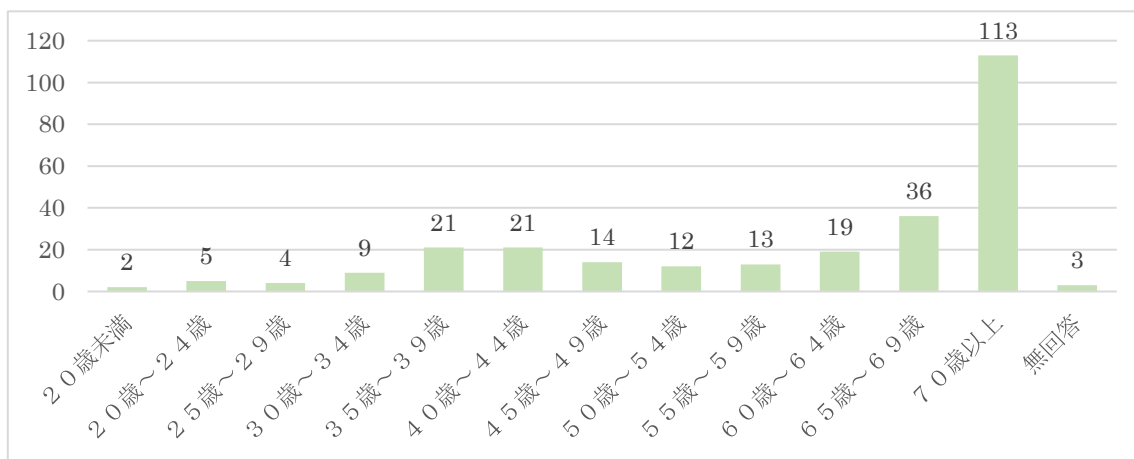
(1) 調査の概要

- 調査対象者：無作為抽出した18歳以上の住民500人
- 調査期間：令和4年7月1日（金）～令和4年7月29日（金）
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
18歳以上の住民	500件	272件	54.4%

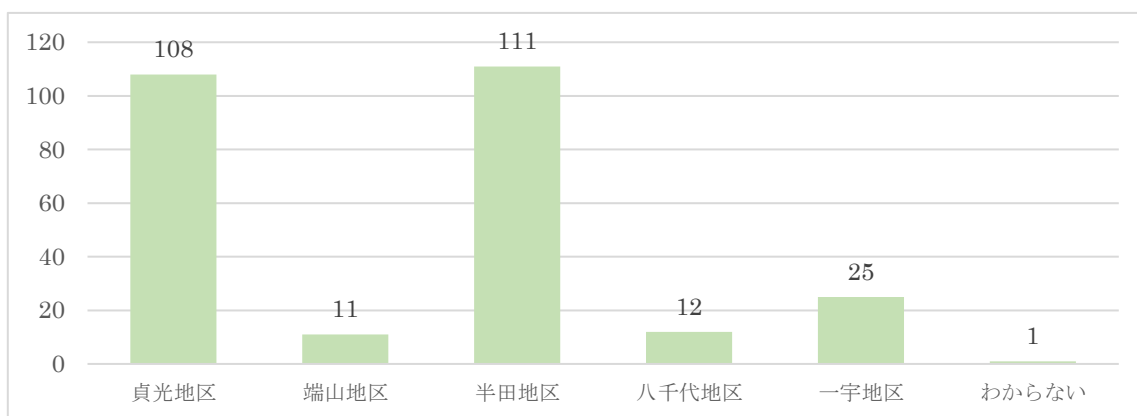
<回答者について>

■年齢



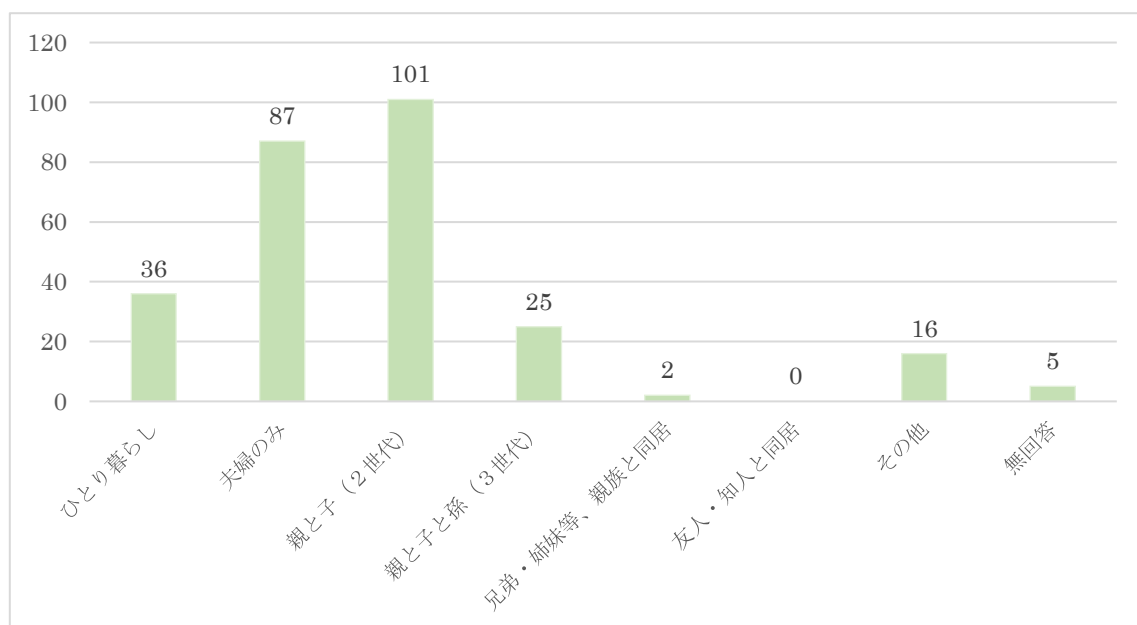
- 65歳以上の方の回答率が50%程度であった。
- 特に30歳未満の方の回答率が低く4%程度であった。
- 年齢層の若い方の関心が低い可能性があると考えられた。

■お住まいの地域



○ほぼ人口に比例した地区別の回答率であった。

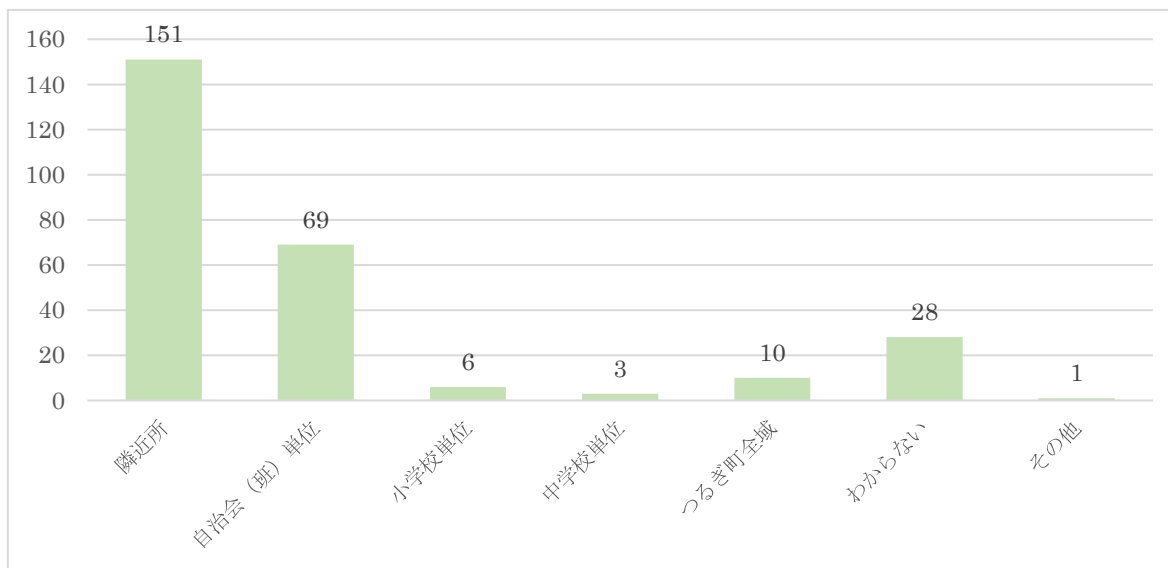
■家族構成について



○家族構成については、「夫婦のみ」「親と子 (2世代)」が多く69%程度であった。
○その他意見に、入院中や施設入所中との意見があり、家族がお手伝いをして回答しているアンケートもあった。

②相互の助け合いが可能な地域の範囲について

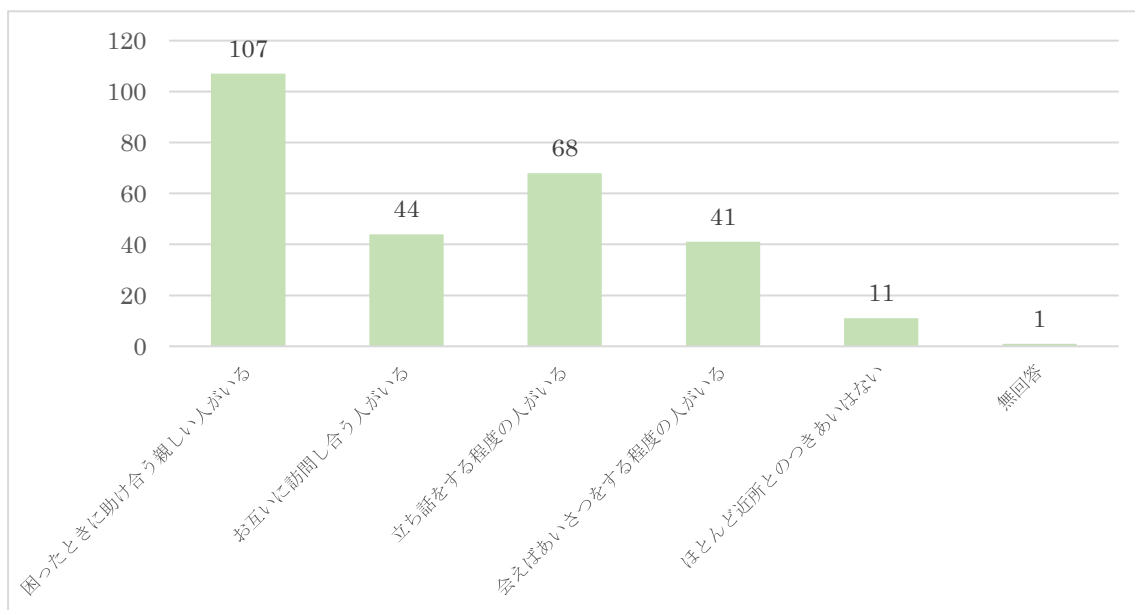
■地域の範囲について



○相互の助け合いが可能な範囲としては、「隣近所」が55%程度で「自治会（班）単位」が25%程度であった。

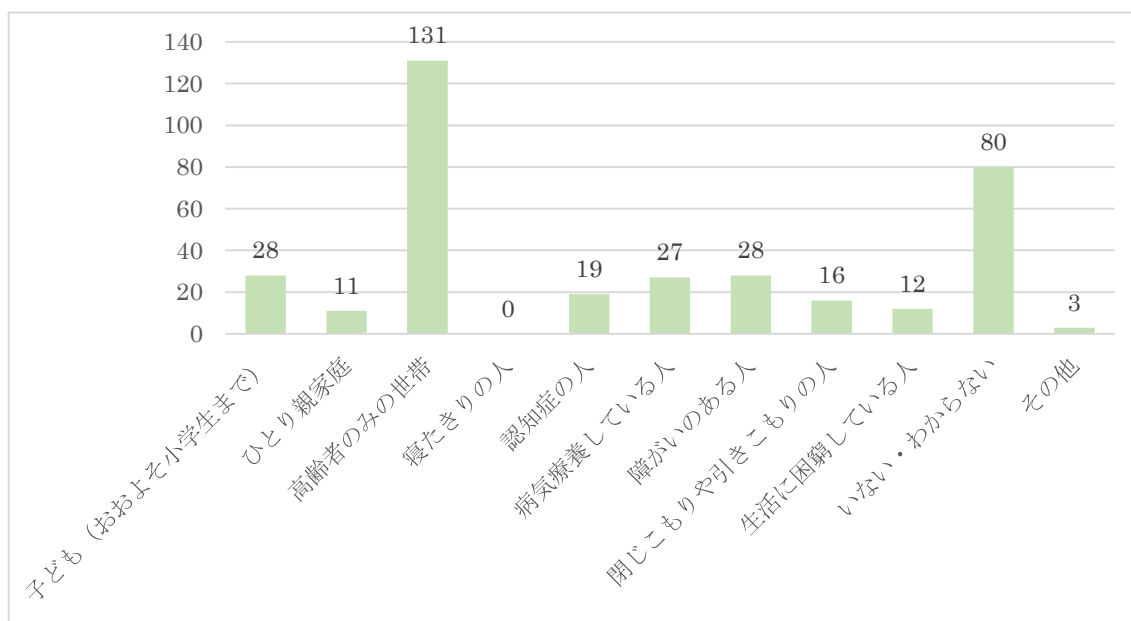
③日頃の近所付き合いについて

■近所付き合いについて



○「困ったときに助け合う親しい人がいる」「お互いに訪問し合う人がいる」と回答した方が55%程度で、「ほとんど近所とのつきあいはない」と回答した方が4%程度いた。

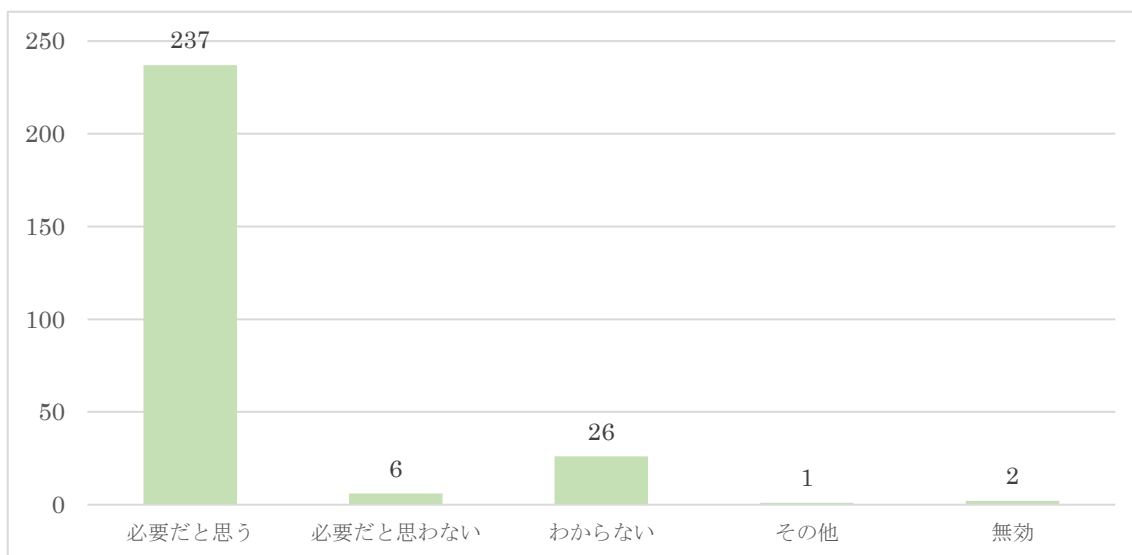
■地域で見守りが必要だと思う人



○「高齢者のみの世帯」と回答した方が37%程度で「いない・わからない」と回答した方が23%程度であった。

○その他意見として、高齢の親と無職の子どもという意見もあった。

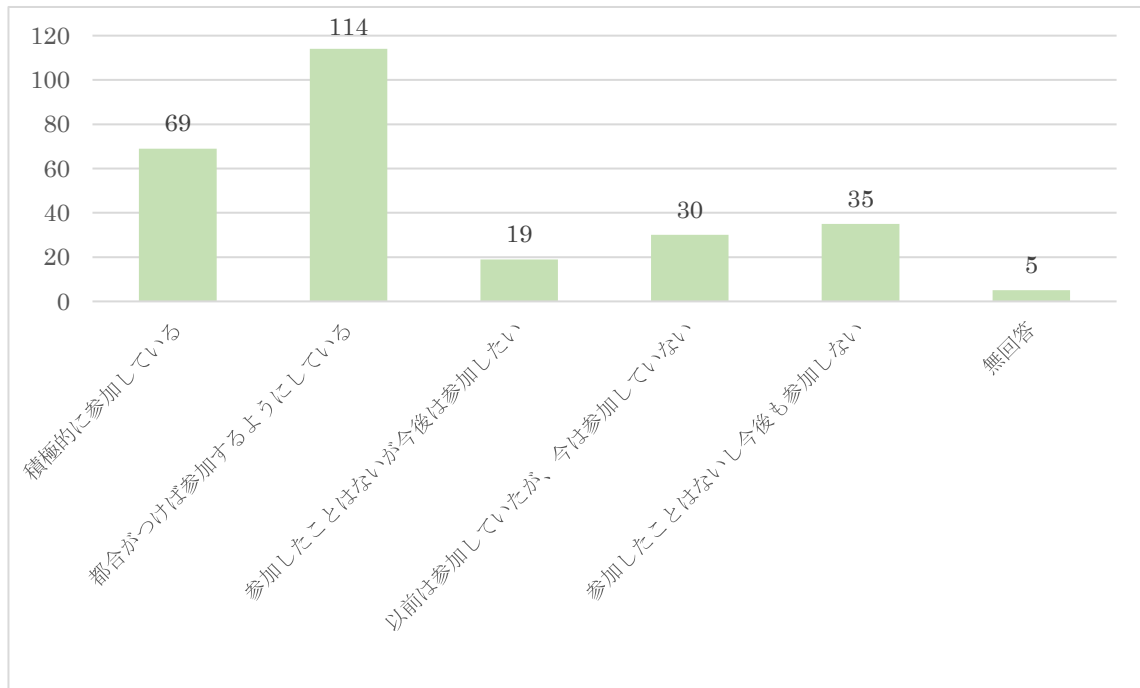
■地域での助け合いが必要かどうか



○「必要だと思う」と回答した方が87%程度であった。

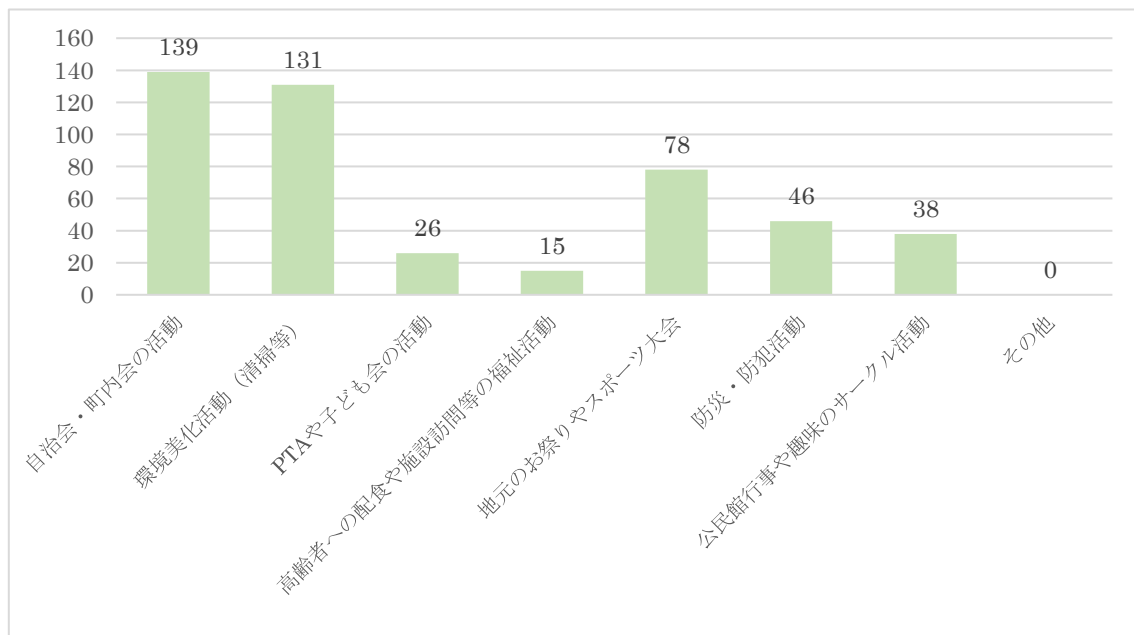
④地域活動の取り組みについて

■地域活動の参加状況



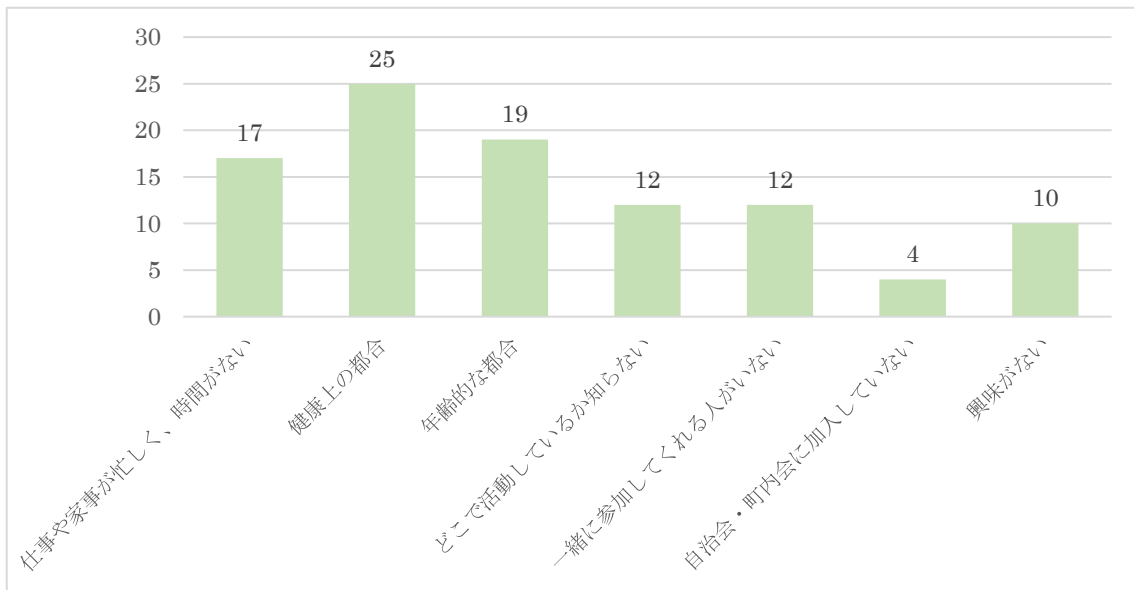
○「都合がつけば参加する」と回答した方が42%程度で「積極的に参加している」と回答した方が25%程度であった。

■現在している活動や今後したい活動



○「自治会・町内会の活動」「環境美化活動（清掃等）」との回答が多く、次いで「地元のお祭りやスポーツ大会」との回答が多かった。

■地域活動に参加していない理由や参加するうえで支障となっていること

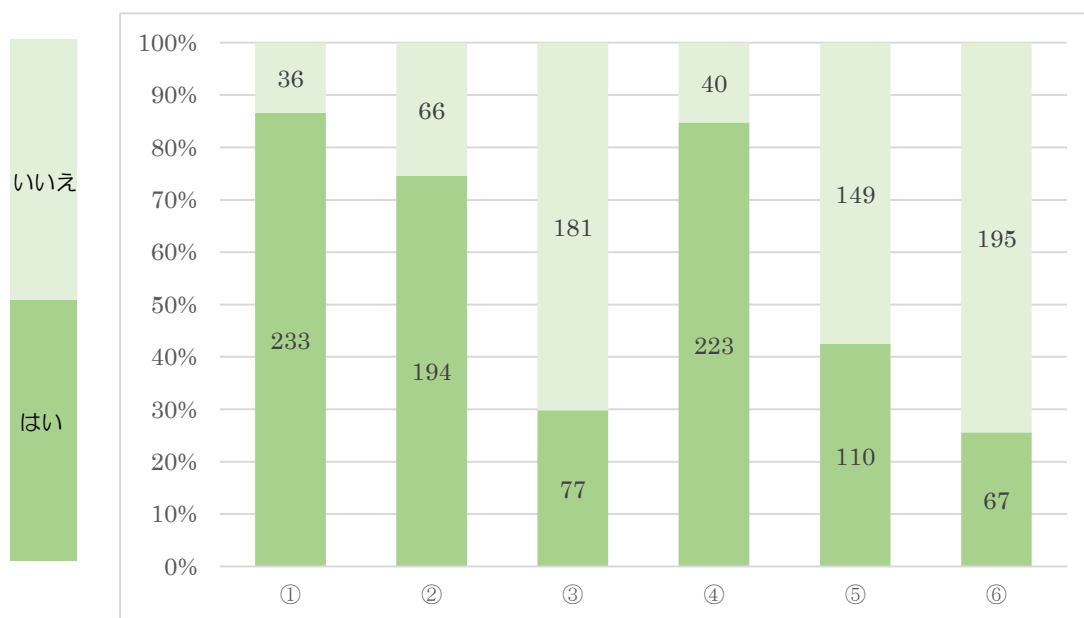


○「健康上の都合」「年齢的な都合」との回答が多く、次いで「仕事や家事が忙しく、時間がない」との回答が多かった。

⑤災害時の取り組みについて

■災害時の取り組みについて

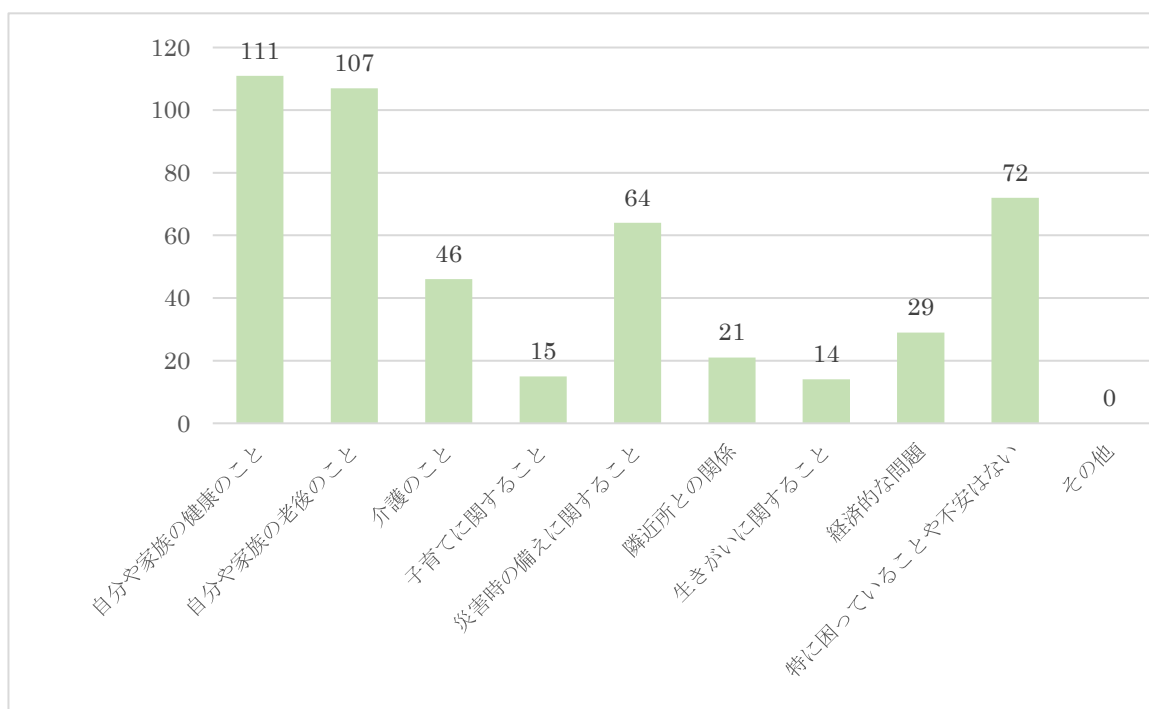
- ① 災害時の避難場所について知っていますか。
- ② 災害時に、高齢者や障がいのある人、乳幼児等を避難させる活動に参加してもよいと考えますか。
- ③ 日頃から地域の防災訓練に参加していますか。
- ④ 地域に自主防災組織（自治会・町内会等を母体に、住民が防災活動をする組織）が必要だと思いますか。
- ⑤ 地域の防災組織に入っていますか（自主防災組織があったら入りますか）。
- ⑥ 災害等の緊急時、避難場所への誘導等の手助けが必要ですか。



- ① 災害時の避難場所の把握については、86%程度の方が把握している。
- ② 災害時の避難活動への参加については、74%程度の方が参加してもよいと考えている。
- ③ 日頃の地域の防災訓練への参加については、70%程度の方が参加できていない。
- ④ 地域の自主防災組織の必要性については、84%程度の方が必要と感じている。
- ⑤ 地域の防災組織への加入については、42%程度の方が加入している。
- ⑥ 災害時の避難場所までの誘導等の手助けについては、25%程度の方が必要としている。

⑥日頃の不安や悩み

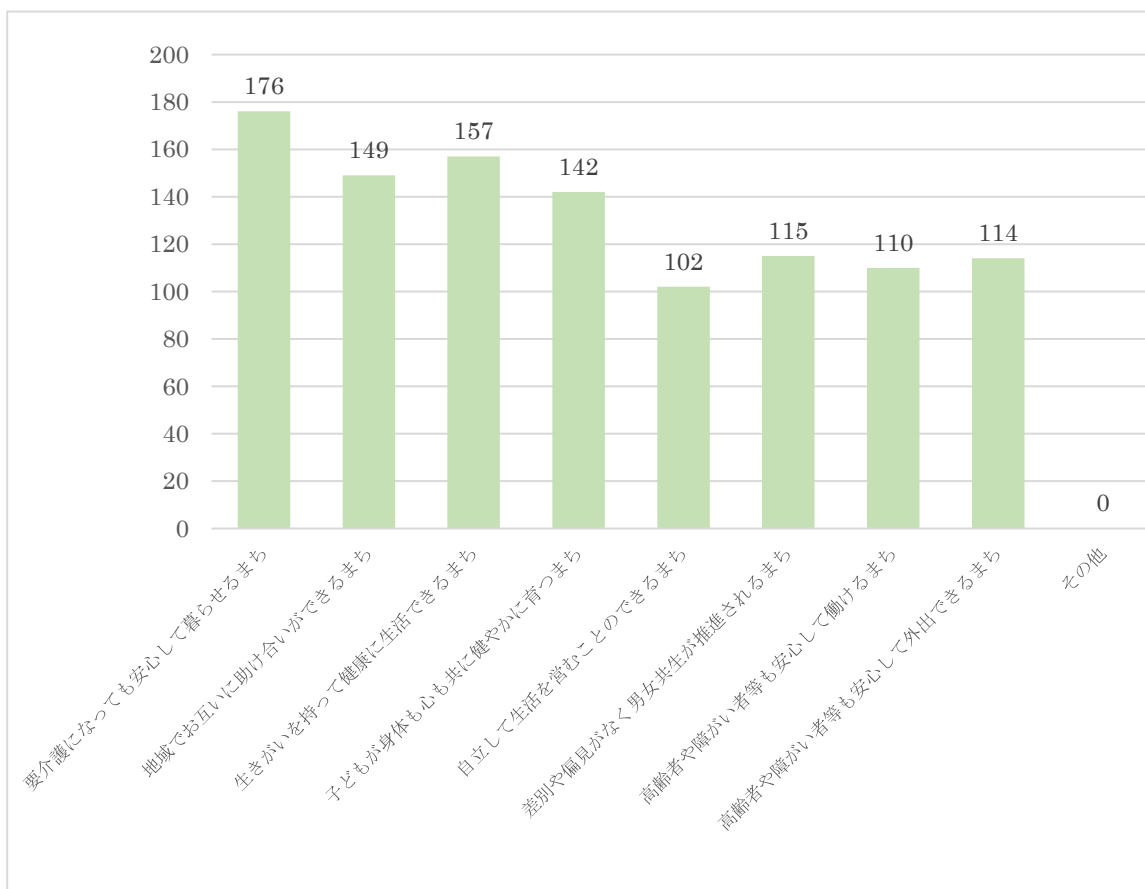
■日頃、生活について困っていることや不安なこと



- 「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」と回答した方が合わせると45%程度で多い。
- 「特に困っていることや不安はない」と回答した方が、15%程度で心配や不安を感じていない方も比較的多かった。

⑦町の施策について

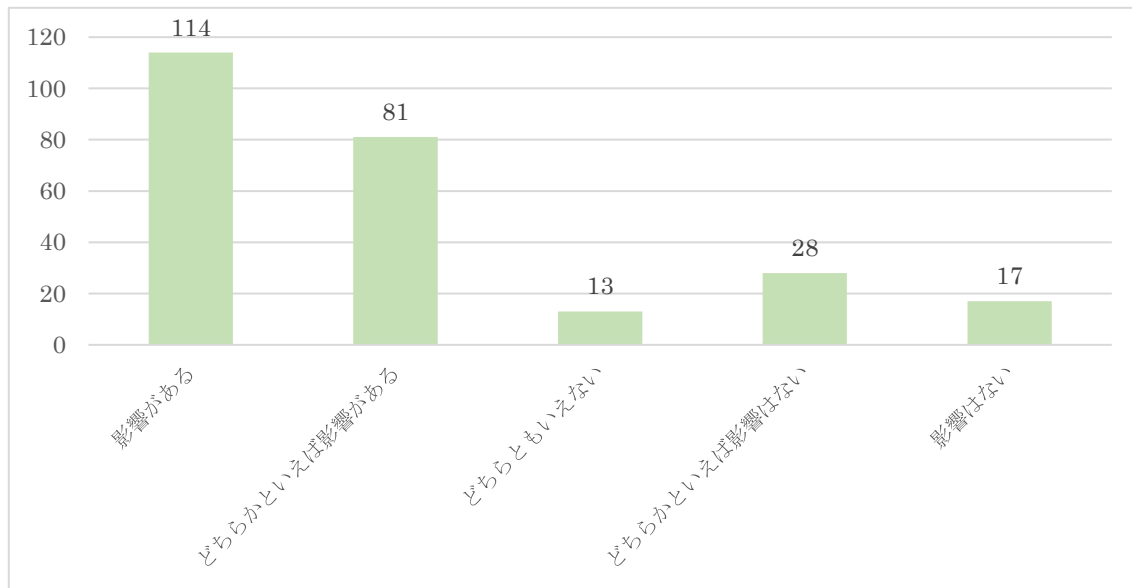
■福祉に関するまちづくりの希望



○「要介護になっても安心して暮らせるまち」と回答した方が最も多く、次いで「生きがいを持って健康に生活できるまち」「地域でお互いに助け合いができるまち」と回答した方が多かった。

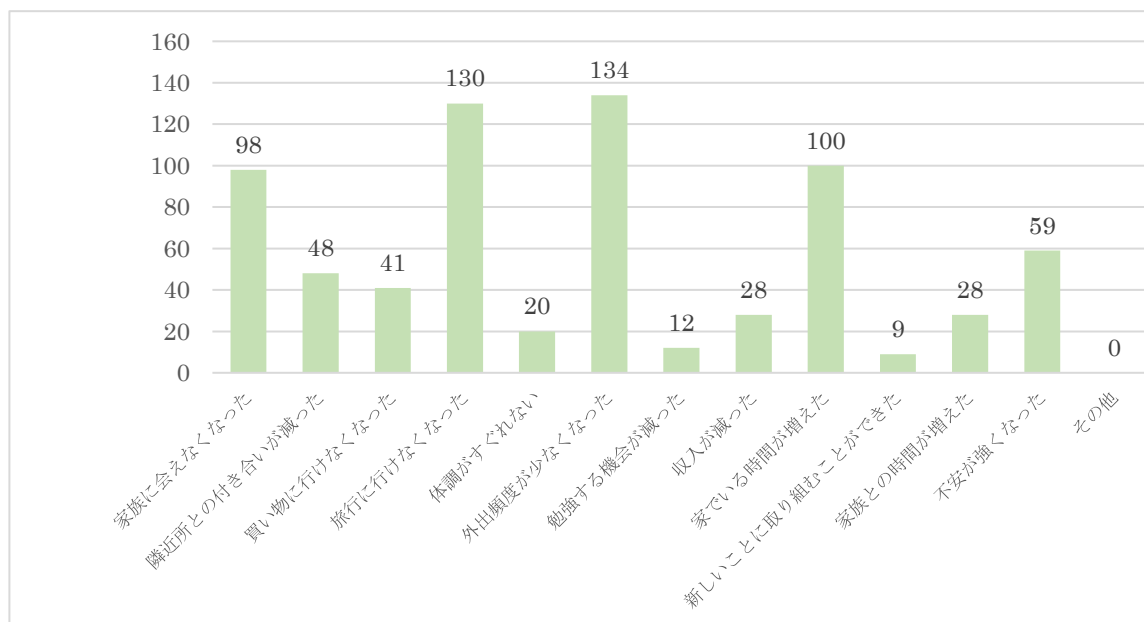
⑧新型コロナウイルスによる影響について

■日常生活への影響について



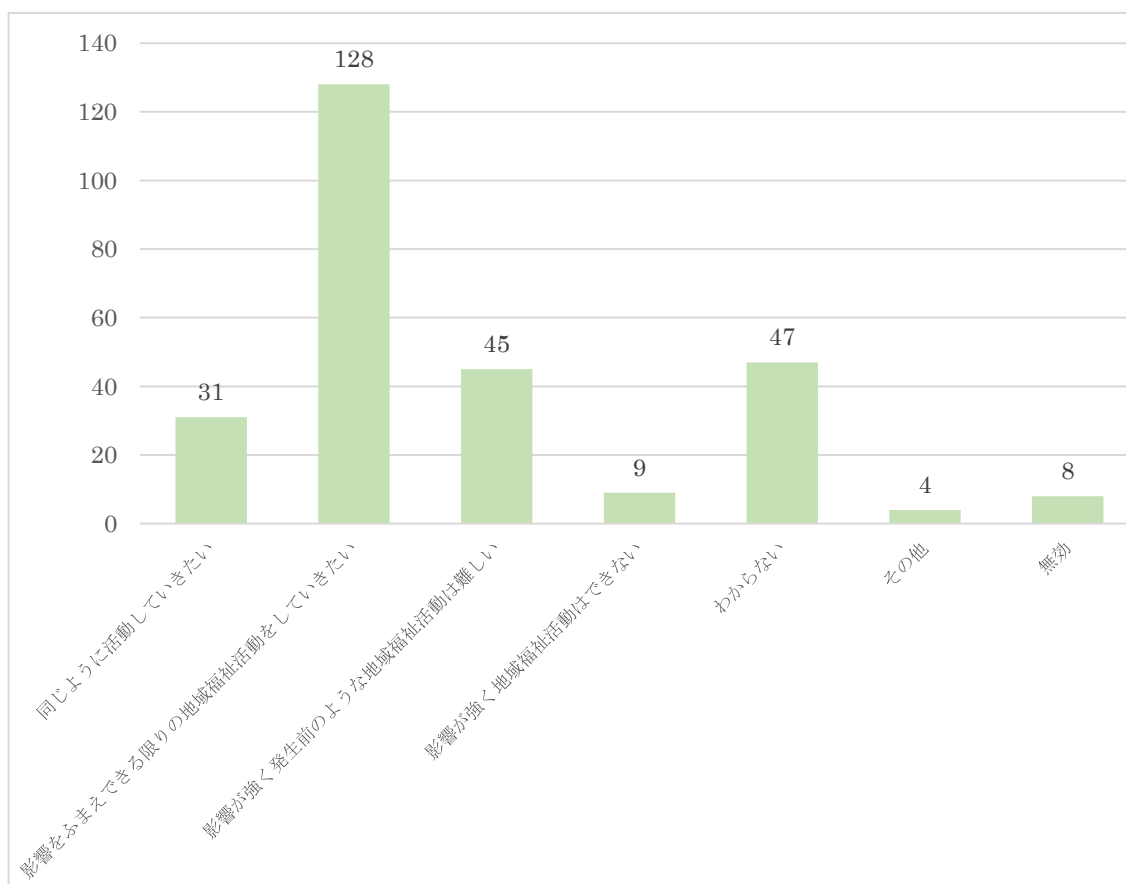
○「影響がある」「どちらかといえば影響がある」と回答した方が72%程度で、多くの方の日常生活に影響をあたえている。

■日常生活への影響の種類について



○「外出頻度が少なくなった」「旅行に行けなくなった」「家でいる時間が増えた」「家族に会えなくなった」との回答が多かった。

■新型コロナウイルスの影響をふまえ、地域福祉についての考え方



- 「影響をふまえてできる限りの地域福祉活動をしていきたい」との回答が多かった。
- 次いで「わからない」「影響が強く発生前のような地域活動は難しい」と回答した方が多かった。

3 前回計画の取り組み状況

第3次計画では、以下の3つの基本目標に沿って計画を推進してきました。

- ① 集落機能の維持・強化のための支え合う環境づくり
- ② 地域における包括的な支援の強化
- ③ 安全・安心を高める地域づくり

それぞれの基本目標ごとの成果と課題については、次の通りです。

(1) 集落機能の維持・強化のための支え合う環境づくり

取り組み状況

≫≫総合的な地域力の強化

- 地域福祉活動をはじめとする、あらゆる地域活動を展開するための、地域福祉コミュニティの再形成を図り、住民の自主的な活動が活発化するよう支援している。
- 地域コミュニティの促進のため、集会所や老人憩の家等、地域にある公共施設等を地域福祉活動の拠点として活用し、住民同士の交流ができる場の確保や居場所づくりを推進している。
- 住民の要望や地域の課題等の意見を集約するため、福祉関係課及び社会福祉協議会が中心となり、地域において意見交換会の開催や体制づくりを推進している。
- 地域包括支援センターや自立支援協議会との連携を図り、地域全体で高齢者や障がいのある人等の支援を必要とする人を見守るネットワークの構築を推進している。

≫≫地域の人材の発掘・育成

- 民生委員児童委員をはじめとする地域福祉活動を担う各種相談員等に、研修等による資質の向上、相談活動等の充実を図り、より効果的な支援が行えるように育成している。
- 地域福祉に関連する各種団体やボランティア団体、NPO団体等の育成を行い、自主的な運営、活動の活性化を支援している。
- ボランティア活動に関する情報提供、幅広いコーディネートを行うとともに、ボランティア活動を推進している。
- 福祉講座等の開催や広報活動等、あらゆる機会を通じた意識啓発により、ともに暮らせるまちづくりのための福祉文化の創造、学校教育や生涯学習等を通じて福祉教育の浸透を図っている。

▶▶地域の支え合い活動の推進

- 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域に暮らす誰もが活発に地域活動に参加できるよう、活動の活性化を図っています。また、住民が参加・加入しやすい地域活動組織の体制づくりを進めるとともに、積極的な情報提供を行っている。
- 町内に社会福祉施設等が複数あることを活かし、積極的な交流を行うことにより、ふれあいを通じて、お互いに理解を持ち、正しい知識を身につけ、地域交流ができるように努めている。
- 地域の関係機関、関係者等とのネットワークを構築し、見守りが必要な高齢者や障がいのある人などに対して、日常的な生活の見守りや緊急時の連絡先等を把握しておくことにより、地域全体での見守りや支え合い活動を強化しています。また、生活支援体制整備事業による地域住民や多様な主体による新たな支え合い・助け合いの仕組みづくりを進めている。

今後の課題

- 計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の影響は非常に強く、人が集まる場の形成や地域福祉活動等を十分に行うことができなかった。
- 地域福祉活動等が十分に行えなかったことに起因するかたちで、地域課題の共有の場の検討も行うことができなかった。まずは、新型コロナウイルス感染症の発生前の地域福祉活動等ができるように支援する必要がある。
- 新たな担い手の発掘や育成、既存の団体や組織等の支援などは地域福祉を推進していくうえで非常に重要な課題であるため、より一層推進していく必要がある。
- 地域における伝統行事等は地域福祉を推進するうえでも重要で、新型コロナウイルス感染症に注視しつつ推進していく必要がある。
- 社会福祉施設等の交流や世代間交流等については、新型コロナウイルス感染症の影響により今後も十分な配慮が必要である。まずは、地域での地域福祉の推進を支援する必要がある。

(2) 地域における包括的な支援の強化

取り組み状況

▶▶包括的な相談支援体制の充実

- 総合相談をはじめとする各種相談事業の充実を図り、保健福祉に関する各種相談の効率的な実施に向け総合的な相談支援体制の確立を図っている。また、各種相談員、相談機関のネットワークを構築し適切な相談支援活動が行えるように努めている。
- 支援につながりにくい生活課題のある人や家族、社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、相談支援の専門職が地域に出向き問題解決に向けた支援を進め、潜在的な課題に対しても相談支援の強化を図っている。

▶▶ 複雑・多様なニーズに対応できる仕組みづくり

- 町広報誌等を通じて、保健福祉サービスの情報を適切に提供するとともに、防災無線やインターネット等の各種メディアの利用や障がい等に合わせた情報提供の実施により、すべての住民が必要に応じて情報を得ることができるように努めている。
- 高齢者や障がいのある人が、個々の状況や生活環境に適したサービスを利用することができるよう、保健・福祉・医療等のサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進している。
- 児童福祉サービス、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス等の各種福祉サービスについて、支援を必要とする人が不足なくサービスを利用できるよう、関係機関の連携のもと、必要量の確保に努めている。また、研修等により職員の資質向上に努めるとともに、第三者評価をはじめとする、サービス評価の取り組みを推進し福祉サービスの充実、質の向上を図っている。
- 健康についての広報・啓発活動の推進、各種教室・イベントの開催等、あらゆる機会を通じて住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進、また、医療と保健・福祉等関係機関との地域ネットワークづくりを進め、充実した医療体制の強化を図っている。

今後の課題

- 総合的な相談支援体制の充実を図り総合相談に対応しているが、関係機関との連携時等に待ち時間や移動行為が必要となることがある。
- 見守り事業や民生委員児童委員活動を通じて、支援が必要な方の把握や潜在的な課題を持つ方の相談をしているが、ヘルプサインを出さない方もいて、支援が遅れてしまうこともある。
- 社会資源が乏しく、新たなサービスの創出や多種多様なサービスの提供は難しく、特に山間部では顕著である。既存のサービスの向上や人材育成が重要である。
- 虐待やセルフネグレクト、経済的な困窮等、特に複雑な相談に対しては、専門性を持つ機関に迅速につないで、共同で支援にあたる体制づくりが重要である。
- 医療的課題や超少子高齢化に対し、地域包括ケアシステムの構築の推進のため、町立半田病院と密な連携に努め、地域住民が安心して暮らせる町づくりを目指す必要がある。

(3) 安全・安心を高める地域づくり

取り組み状況

▶▶ 避難行動要支援者への支援体制の整備

- 防災部局や関係機関との連携のもと、自主防災組織の活動を促進し、災害発生時において、一時的な防災対策や災害時要配慮者への支援等を自らの力によって行えるような体制を確立できるよう支援している。また、自主防災組織の活動の中で、防災や保健福祉に関する情報を整理し、災害発生時に適切な行動等が行えるよう、情報整理や共有を進めている。

- 地域において、災害等の緊急時にどれくらい避難行動に支援が必要な人がいるのかを把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者ごとの個別避難支援計画を作成している。また、緊急通報装置の貸与等による災害時等の連絡手段の確保に努めるとともに、自主防災組織等での災害時要配慮者の安否確認や通報システムの確立を図っている。
- 高齢者や障がいのある人等をはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能を充実、また、高齢者や障がいのある人等がバリアフリー、プライバシー等の観点で安心して利用できるよう、福祉避難所として機能する拠点の充実を図っている。

▶▶安全・安心対策の推進

- 公共施設や道路等の整備においては、高齢者や障がいのある人はもちろん、すべての人が利用しやすいバリアフリー化を推進している。また、年齢、性別、身体的能力、障がい等を問わず、特性や違いを超えて、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインについて普及や啓発を行い、施設やサービス等、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた取り組みを推進している。
- 交通安全教室や交通安全キャンペーン等の実施を通じて交通安全対策に取り組むとともに、詐欺や悪徳商法等の犯罪被害を防ぐために、地域での見守り体制等の取り組みを進め、被害に遭わないための対策等の必要な情報提供を充実するようにしている。また、AEDの重要性を考え公共施設等へ設置し、住民へのAED、応急手当等講習会等の実施に取り組んでいる。
- 少子化による人口減少社会において、少子化対策は重要な課題と位置づけています。そのため、子どもの貧困問題への対応や子育て世帯の負担の軽減を図るための必要な施策について検討している。また、妊娠期から子育て時期における切れ目のない相談支援や、学童保育や一時保育等の多様なニーズに応じた子育て支援の充実に努めている。
- 生活の拠点である住まいについて、障がいのある人や高齢者等が円滑に生活を送れるようにするため、住宅の改修・改造時の助成や町営住宅の建て替え・改修時に、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる居住環境の整備を進めている。また、ごみゼロ運動や花いっぱい運動などの地域における環境美化運動をはじめ、水質浄化運動や省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、マイバッグ運動、グリーン購入運動等、住民の自主的な環境保全活動の啓発に努めている。
- 交通機関については、住民の身近な交通手段を確保するため、関係機関との連携のもと、通院や買い物等のみでなく、観光や交流の視点も取り入れ、コミュニティバスの拡充をはじめ、山間部における高齢者等の移動手段の方策を検討している。

▶▶安心の生活を支える取り組み

- 認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等の判断能力が不十分な方については、成年後見制度の活用や、日常生活自立支援事業の利用により、福祉サービスの利用援助を行い、サービスを利用する権利を擁護するとともに、日常生活における支援を行い、安心して自立した生活を送れるように支援している。

○児童や高齢者、障がいのある人への虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている方の権利を守り、福祉サービス事業所や民生委員児童委員等の地域福祉関係者と連携を図りながら迅速に対応します。また、養護者に対する支援も行っている。

○子育て世帯や高齢者、障がいのある人等に対する各種制度に基づく福祉サービス提供基盤の整備を図るとともに、ひとり親家庭等、低所得者への生活支援や経済的自立や就労等を促すための支援を進めます。特に、生活困窮者に対しては幅広い支援を行うとともに、民間事業所や関係機関・団体等との連携・協力により、各種事業を実施します。また、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見するため、相談支援の専門職等が地域に出向く等、問題解決に向けた支援を進めている。

今後の課題

- 地域福祉から考える地域防災は、地域の支え合い活動等の延長線上にある。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に強く、十分に推進することができなかった。また、災害時の避難についても避難所までの移動や避難される方（障がいがある方や子どもがいる家庭等）に合った方法等、課題が山積している。
- 町の公共施設や道路等において、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進ができていない施設もある。高齢者や障がいのある方や子どもがいる家庭等が安心して利用できるよう福祉避難所として機能する拠点の充実が必要。
- 権利擁護体制の充実を目的として、つるぎ町成年後見センターを設置。国の動向としては、第2期成年後見利用促進基本計画を閣議決定しており、国の動向に注視し権利擁護体制の充実を推進する必要がある。
- 虐待防止体制については、専門的知識を有する者が少なく、障がい分野・高齢分野・児童分野等の分野ごとに関わり方や連携する機関も多種多様である。迅速で適切な対応を行うため、積極的な研修会への参加や連携する機関との横のつながりの強化に努める必要がある。

4 主要課題

これまでに把握してきた本町の状況（統計資料・アンケート調査結果）や第3次計画の振り返り、本町を取り巻く社会情勢の変化を勘案し、主要課題を抽出しました。本計画では、これらの課題の解決に向けて取り組みます。

地域課題への対応について

本町の高齢化・人口減少は全国よりも早いスピードで進行しており、すでに高齢化率も47%を超えております。こうした高齢化・人口減少は、今後の地域のあり方にも大きく影響を及ぼし、特に我が町は山間地域が多く、単身世帯や高齢者のみの世帯も多く、様々な課題が生じています。

そうした課題は、身近な地域での共通した課題であり、少子高齢化の進行により、一層表面化してあらわれるため、公的な福祉サービスだけでは対応することが難しく、隣近所や自治会等のネットワークにおける助け合いや多様な形での支え合いの必要性が高まっています。

包括的な支援体制の強化

少子高齢化と核家族化の進行に伴い、支援を必要とする高齢世帯や子どものいる家庭等が増加するとともに福祉に対する要求は多様化しています。また、これまでの高齢分野・障がい分野・児童分野といった縦割りの制度では支援につながりにくい生活課題のある人や社会的孤立に陥る可能性がある人等への対応も課題となっています。

そうした課題を抱えている人が、安心して地域生活を送ることができるよう、総合的な相談体制や情報提供の充実、福祉サービスの適切な利用等といった生活丸ごとを包括的に支援する体制の整備づくりが求められています。

安全・安心して暮らし続けられるまちづくり

四国地方は、高い確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震への備えから、人々の安全・安心に対する意識が急速に高まっています。

災害発生時の対応だけでなく、普段から災害に備えた意識と体制を整え、将来にわたり安心して日常の生活を維持できるために、住民一人ひとりがお互いに協力し助け合える関係づくりが求められています。

また、様々な課題を抱えている要配慮者等に対しても、安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくためには、一人ひとりが自分で行うことに取り組むとともに、自治会・町内会、老人クラブ、子ども会をはじめとする地域団体や、地域活動、ボランティア活動、NPO、事業所など、さまざまな地域の主体が連携・協力し合いながら、地域ぐるみの支え合いを進めていくことが重要です。

自らが地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことができるよう、住民一人ひとりの支え合いの心を育み、地域でつながる仕組みをつくることを目指して、前回計画の理念を踏襲し、計画の基本理念を次の通りとしました。

心豊かに住み続けたい町つるぎ

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を柱に、取り組みを推進します。

- 1 地域における共通課題への取り組み
- 2 地域における包括的な支援体制の整備
- 3 地域における安全・安心の推進

3 計画の体系

理念	目標	施策	主な取り組み
心豊かに住み続けたい町つるぎ	地域における共通課題への取り組み	1. 共通課題の把握にむけて	①多様な課題を抱える者への取り組み
			②重点的な課題に対する取り組み
			③関係団体などの活動支援と連携
		2. 地域の支え合い活動の推進	①地域活動への参加促進
			②活動拠点の確保及び利用促進
			③交流の場づくり・仕組みづくりの推進
			④地域の見守り体制・支え合い活動の強化
		3. 地域の人材育成と発掘	①担い手の育成と発掘
			②ボランティア活動の推進
	③福祉教育の推進		
	支援体制の整備	1. 包括的な相談支援体制の充実	①分かりやすい情報提供の推進
			②総合的な相談支援体制の充実
		2. 多様化する課題への取り組み	①制度の狭間や潜在的な課題への対応
			②福祉サービスの質の向上と利用支援
			③保健・医療サービスの充実
			④地域包括ケアシステムの強化
	地域における安全・安心の推進	1. 要配慮者等への支援体制の充実	①災害時要配慮者支援の強化
			②生活困窮者自立支援の推進
③生きることへの包括的支援に対する取り組み			
2. 安全・安心のための体制整備		①地域防災力の強化	
		②地域の避難所の確保	
		③バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
		④安心して子育てができる環境整備	
		⑤居住環境の保全・整備	
3. 安心の生活を支える取り組み		①外出・移動支援の充実	
	②権利擁護体制の充実		
	③虐待防止体制の充実		

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における共通課題への取り組み

本町の人口は年々減少が続いており、今後も減少が続くと予測されています。人口の減少は地域の活力の低下やコミュニティ機能の衰退にもつながる恐れがあり、地域活動や交流事業を実施することが困難な状況も予想されます。また、追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、地域力の低下が著しいものとなっている状況であります。

支え合い・助け合いのある地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした地域の中での交流が活発であることや、住民同士がお互いに理解を深め、共通の課題を見つけ、解決に向けた取り組みを話し合っていく機会が必要となります。

地域における共通の課題を身近なものとして捉えて、より多くの人々が自分の地域に関心を持ち、自分の力を地域で活かしていくため、気軽に地域課題や生活課題を語り合いながら、解決に向けた取り組みをみんなで考えることができる機会・場づくりを行い、地域の共通課題への対応の強化に向けた地域づくりに取り組みます。

●○地域の声○●

【アンケート調査より】

- ほとんどの人が地域での助け合いを必要と思っているものの、困ったときに助け合う親しい人がいる人は4割程度に留まっています。
- 地域活動に7割程度が参加していますが、年齢や時間の都合で参加できない人もいます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を感じている人は7割程度で、影響を受けている部分では「外出頻度が少なくなった」「家族に会えなくなった」との意見が多い。



〈施策〉

1. 共通課題の把握にむけて
2. 地域の支え合い活動の推進
3. 地域の人材育成と発掘

(1) 共通課題の把握にむけて

① 多様な課題を抱える者への取り組み

少子高齢化が進行している本町においては、各地域において様々な生活課題が生じております。そうした課題は、共通の課題として捉えることができ、どの地域においても支援を行えるような地域体制づくりを行う必要があります。

8050問題としての引きこもり支援や就労に困難を抱える人への支援等、今後ますます地域課題として表面化してくると考えられます。

そうした様々な課題がある人の素早い把握に努め、各福祉サービス等の支援が適切に行えるように段階に応じた支援体制の強化を図ります。

② 重点的な課題に対する取り組み

地域の課題の中には、地域福祉の観点から考え、重点的に取り組む必要がある課題が存在します。そうした課題は、地域だけでは対応が難しい課題である可能性が高く、地域福祉に関連する各種団体や行政と連携する必要があります。

専門的な知識を有する者や各種団体との迅速な連携につなげるためにも、日頃より地域住民との顔の見える関係づくりが大切であり、相談支援体制の推進を図る必要があります。

③ 関係団体などの活動支援と連携

地域福祉に関連する各種団体やボランティア団体、NPO団体等の育成や発掘を行い、自主的な運営や活動の活性化、地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。

また、複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進（民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援）や社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進に努め、公私協働の実現を目指します。

(2) 地域の支え合い活動の推進

① 地域活動への参加促進

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、地域に暮らす誰もが活発に地域活動に参加できるよう、活動の活性化を図ります。

地域における祭り等の伝統行事の伝承と活性化を図るとともに、新たなイベント等の開催を検討し、住民が楽しんで参加できる地域行事を推進します。

また、住民が参加・加入しやすい地域活動組織の体制づくりを進めるとともに、積極的な情報提供を行います。

② 活動拠点の確保及び利用促進

地域コミュニティの促進を図るため、集会所や老人憩の家等、地域にある公共施設等を地域福祉活動の拠点として活用を促進し、住民同士が交流できる場の確保や居場所づくりを進めます。

③ 交流の場づくり・仕組みづくりの推進

身近な地域で行う自治会や町内会の活動、環境美化活動等、地域住民同士が積極的な交流やふれあいを通じて、お互いに理解を持ち、正しい知識を身につけ、地域交流ができるように努めます。

また、高齢者から子どもまで、世代間の交流を目指し地域に人々が集まることができる活動スペースや、積極的に人と人が交流できる機会を整備し、交流の場づくり・仕組みづくりを推進します。

④ 地域の見守り体制・支え合い活動の強化

地域の関係機関、関係者等とのネットワークを構築し、見守りが必要な高齢者や障がいのある人や子どもがいる家庭等に対して、日常的な生活の見守りや緊急時の連絡先等を把握しておくことにより、地域全体での見守りや支え合い活動を強化します。

また、生活支援体制整備事業による地域住民や多様な主体による新たな支え合い・助け合いの仕組みづくりを進めます。

(3) 地域の人材育成と発掘

① 担い手の育成と発掘

民生委員児童委員をはじめとする地域福祉活動を担う各種相談員等について、研修等により、資質の向上や相談活動等の充実を図るとともに、相互の連携を深め、より効果的な支援ができるようにします。

また、地域福祉活動を担う人材について、積極的に地域に出向き、掘り起こしを図りながら次世代の担い手の育成も進めます。

② ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの機能の充実及び連携を図り、ボランティア活動に関する情報提供、幅広いコーディネートを行うとともに、ボランティア活動を推進します。

また、各種講習会等を通じ、手話通訳者等の専門知識を有する者や、その他の活動を行うボランティアの養成に努めます。

さらに、ボランティア団体やNPO団体等のネットワークを構築し、相互の情報交換、連携を深め、ボランティア活動の活性化を図ります。

③ 福祉教育の推進

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、社会福祉大会、福祉講座等の開催や広報活動等、あらゆる機会を通じた意識啓発により、住民一人ひとりが地域福祉に対する関心を持ち、ともに暮らせるまちづくりのための福祉文化の創造を図ります。

また、積極的に学校教育や生涯学習等との連携に努め、町内にある社会福祉施設等との連携を図りながら交流を通じて、福祉教育の浸透を図ります。

基本目標2 地域における包括的な支援体制の整備

全国的な傾向と同様に、本町においても少子高齢化、核家族化が進行する中、住民の生活課題の解決に向け、状況に応じて関係機関が連携を図り、誰もが必要な時に安心して福祉サービスを利用できることが重要です。

また、医療・介護・雇用保険をはじめとした社会保障制度や福祉サービスが充実してきた一方で、貧困や高齢、障がい、子どもなどさまざまな課題を抱え支援を求めている人からの相談が増加しています。生活に困窮しながらも、生活保護や他の制度の受給対象とならない制度の「狭間」にあたる人たちの増加など、新たな対応が求められています。

本町では、個々の対応の強化を図るとともに、多様なケースにも柔軟に対応するため、関係各所の連携体制を構築してきました。今後も、支援を必要とする人が、円滑に適切なサービスを利用できるよう支援の充実を図るとともに、関係各所の連携体制の強化に努めます。

また、多様化・複雑化する地域課題・福祉課題に対して、行政とのパイプ役として地域住民より期待されている民生委員児童委員との連携を強化することで、住んでいる地域に専門的な相談者がいないことにより、相談者が相談意欲を失い、社会から孤立してしまうことを防止するため、困難を抱えている方への包括的な支援体制の構築を目指します。

●○地域の声○●

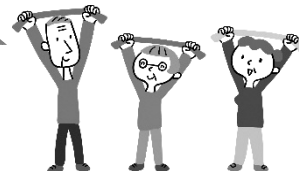


【アンケート調査より】

- 住んでいる地区を担当する民生委員児童委員の名前も顔も知っている人が半数以上であるものの、相談したことがある人はわずかです。
- 日頃、生活で困っていることや不安なこととして、老後や健康のことが上位にあがっています。

【アンケート調査より】

- 福祉に関して、要介護になっても安心して暮らせるまちを希望する人が多く、各種サービスや相談支援機関等の充実が求められています。



〈施策〉

1. 包括的な相談支援体制の充実
2. 多様化する課題への取り組み

(1) 包括的な相談支援体制の充実

① 分かりやすい情報提供の推進

町広報誌等を通じて、保健福祉サービスの情報を適切に提供するとともに、防災無線やインターネット等の各種メディアの利用や障がい等に合わせた情報提供の実施により、すべての住民が必要に応じて情報を得ることができるように努めます。

また、保健福祉サービスの情報の入手、各種手続き等が、より行いやすくなるよう、電子窓口サービスの導入等についても、町内のIT環境の整備に合わせて検討を進めます。

② 総合的な相談支援体制の充実

各関係機関での個別相談はもちろん、制度の狭間にある人で支援につながりにくい生活課題のある相談等、相談内容は多種多様である。そうした相談に対して、総合的な相談支援に結び付くよう、相談体制の見直しや関係機関との連携の強化を図り効率的な実施に向け、総合的な相談支援体制の確立を図ります。

また、専門的な知識が必要となる相談にも対応するため、相談機関のネットワークを構築し、相互の情報交換や連携を図るとともに、適切な相談支援活動が行えるようにします。

(2) 多様化する課題への取り組み

① 制度の狭間や潜在的な課題への対応

支援につながりにくい生活課題のある人や社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、ひとり暮らし安心事業や民生委員児童委員活動と密な連携をして、地域の中で困っている人にいち早く気づき、問題解決に向けた支援を進める等、潜在的な課題に対しても相談支援の強化を図ります。

② 福祉サービスの質の向上と利用支援

高齢者福祉サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービス等の各種福祉サービスについて、支援を必要とする人が不足なくサービスを利用できるよう、関係機関の連携のもと、共生型サービス等の分野横断的な展開も考慮し必要量の確保に努めます。

また、研修等により職員の資質向上に努めるとともに、第三者評価をはじめとする、サービス評価の取り組みを推進するとともに、苦情解決体制を確立し、福祉サービスの充実、質の向上を図ります。

③ 保健・医療サービスの充実

「健康つるぎ21」に基づき、広報・啓発活動の推進、各種教室・講座・イベントの開催など、あらゆる機会を通じて住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を図ります。

また、町立半田病院をはじめ、医療機関との連携に努め、医療と保健・福祉等関係機関との地域ネットワークづくりを進め、医療との充実した連携体制の整備を図ります。

④ 地域包括ケアシステムの強化

高齢者や障がいのある人や子どもがいる家庭が、個々の状況や生活環境に適したサービスを利用することができるよう、多職種が連携し、保健・福祉・医療等のサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。

また、ボランティア団体等、福祉活動を行う団体との連携も強化し、地域全体で高齢者や障がいのある人や子どもがいる家庭等の支援を必要とする人を支援できる地域ネットワークの構築を図ります。

基本目標3 地域における安全・安心の推進

東日本大震災や熊本地震を契機に、地域のつながりが再認識され、災害に備えた対策の見直しが求められています。また、一人暮らし高齢者や障がいのある人等の要配慮者等を把握し、町内会・自治会や民生委員児童委員と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図るとともに、災害時における支援の仕組みづくりが求められています。

また、近年では「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども」としてヤングケアラーという大きな社会問題も地域課題として取りあげられています。ヤングケアラーという問題は、その家庭や当事者である子どもが気づき対応することが困難な問題で、行政や教育現場、そして、地域で見守っていく必要がある問題です。

そのため、安全・安心な生活環境の整備に努めるとともに、関係機関と連携し、日頃から家庭・地域でのコミュニケーションを図り、地域の安全・安心を守るよう見守り活動を促進します。

高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭はもちろん、すべての人が暮らしやすいまちとするために、公共施設や道路整備等において、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、災害時等における自主防災組織の構築や、高齢者、障がいのある人、子どものいる家庭等の災害時要配慮者に対する支援システムの確立、安全対策の充実を図り、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

●○地域の声○●

【アンケート調査より】

- 自主防災組織が必要と感じる人が大半である一方で、加入している（加入したい）人は半数程度に留まっています。
- 大規模災害の備えとして、日頃から顔の見える関係づくりのため、地域でふれ合える機会を多くつくることや、見守りや支援が必要な世帯を記載した防災マップを整備することが求められています。
- 災害等の緊急時に、避難場所への誘導等の手助けが必要と回答した方も多く存在しています。



〈施策〉

1. 要配慮者等への支援体制の充実
2. 安全・安心のための体制整備
3. 安心な生活を支える取り組み

(1) 要配慮者等への支援体制の充実

① 災害時要配慮者支援の強化

地域において、災害等の緊急時にどれくらい避難行動に支援が必要な人がいるのかを把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者ごとの個別避難支援計画を作成します。

また、緊急通報装置の貸与等による災害時等の連絡手段の確保に努めるとともに、自主防災組織等での災害時要配慮者の安否確認や通報システムの確立を図ります。

② 生活困窮者自立支援の推進

高齢者、障がいがある人、子どものいる家庭等に対する各種制度に基づく福祉サービス提供基盤の整備を図るとともに、ひとり親家庭等、低所得者への生活支援や経済的自立・就労等を促すための支援を進めます。特に、生活困窮者に対しては幅広い支援を行うとともに、民間事業所や関係機関・団体等との連携・協力により、各種事業を実施します。また、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見するため、相談支援の専門職等が地域に出向く等、問題解決に向けた支援を進めます。

③ 生きることへの包括的支援に対する取り組み

我が国では、年間2万人もの人が自らの命を絶っています。自殺をした人の多くは、生活上の悩みやストレスによるうつ病等、心の病気を抱え、追い詰められた状態だったと推察されます。

そうした中、国は平成28年に自殺対策基本計画の改定、本町では平成31年に「つるぎ町自殺対策計画」を策定し、生きることの包括的な支援を推進しています。

状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取り組みにより「誰も自殺に追い込まれることのない町つるぎ」を目標として取り組みます。

また、本計画に内包する形で再犯防止施策も包括的に推進します。

(2) 安全・安心のための体制整備

① 地域防災力の強化

防災部局・関係機関との連携のもと、自主防災組織の自主的な活動を促進するとともに、災害発生時において、一時的な防災対策、災害時要配慮者への支援等を自らの力によって行えるような体制を確立します。

また、自主防災組織の活動の中で、サポートマップ（保健福祉マップ）の作成を行い、防災及び保健福祉に関する情報を整理し、災害発生時に適切な行動、支援が行えるよう、情報の整理、共有を進めます。

② 地域の避難所の確保

高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭等をはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭等がバリアフリー、プライバシー等の観点で安心して利用できるよう、福祉避難所として機能する拠点の充実を図ります。

③ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

公共施設や道路等の整備においては、高齢者や障がいのある人や子どものいる家庭等はもちろん、すべての人が利用しやすいバリアフリー化を推進します。

また、年齢、性別、身体的能力、障がい等を問わず、特性や違いを超えて、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインについて普及・啓発を行い、施設やサービス等、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた取り組みを推進します。

④ 安心して子育てができる環境整備

少子化による人口減少において、少子化対策は重要な課題と位置づけています。そのため、子どもの貧困問題への対応や子育て世帯の負担の軽減を図るための必要な施策について検討します。

また、妊娠期から子育て時期における切れ目のない相談支援に努め、必要なサービスが迅速に提供できるよう関係機関との連携を図ります。

⑤ 居宅環境の保全・整備

生活の拠点である住まいについて、障がいのある人や高齢者等が円滑に生活を送れるようにするため、住宅の改修・改造時の助成や、町営住宅の改修時に、バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる居住環境の整備を進めます。

また、ごみゼロ運動や花いっぱい運動等の地域における環境美化運動をはじめ、水質浄化運動や省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、マイバッグ運動、グリーン購入運動等、住民の自主的な環境保全活動の啓発に努めます。

(3) 安心な生活を支える取り組み

① 外出・移動支援の充実

交通機関については、住民の身近な交通手段を確保するため、関係機関との連携のもと、通院・買い物等のみでなく、観光・交流の視点も取り入れ、コミュニティバスの拡充をはじめ、山間部における高齢者等の移動手段の方策を検討します。また、高齢者や障がいのある人等は福祉サービスにおける移動支援サービスの相談・利用につなげます。

② 権利擁護体制の充実

本計画に内包している成年後見制度利用促進計画に基づき、認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等の判断能力が不十分な方については、成年後見制度の活用や、日常生活自立支援事業の利用により、福祉サービスの利用援助を行い、サービスを利用する権利を擁護するとともに、日常生活における支援を行い、安心して自立した生活を送れるように支援します。

③ 虐待防止体制の充実

子どもや高齢者、障がいのある人への虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている人の権利を守り、各分野に設置している協議会や委員会をはじめ、福祉サービス事業所や民生委員児童委員等の地域福祉関係者と連携を図りながら迅速に対応します。また、養護者に対する支援も行います。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

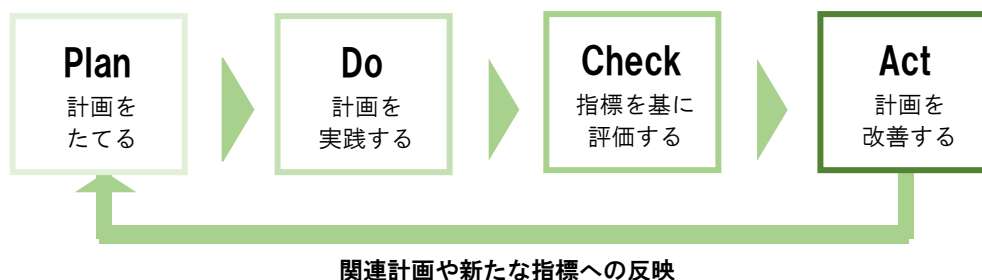
地域福祉を推進するためには、地域住民や団体、事業所、関係機関等と目的を共有し、積極的な協働を進めることが重要になります。そのため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅など関係各課との連携強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取り組みます。

また、地域福祉への住民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

さらには、社会福祉協議会の地域福祉活動計画等と整合性を図りながら、本計画に基づく各施策を推進します。

2 計画の進行管理

本計画を確実に推進するため、各施策・事業について検討を行い、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実践）—Check（評価）—Act（改善）】のプロセスを踏まえた進捗管理に努めます。



3 計画の周知

地域福祉は、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの住民に理解と協力を求めていく必要があります。

そのため、本計画については、広く住民への周知・啓発に努めるとともに、今後も計画の進捗状況や制度・サービス等の情報を、広報誌やインターネット、パンフレット等の作成・配布を通じて、住民に広く提供していきます。

第6章 第2期成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上の障がい等により判断能力が困難な人について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人・保佐人・補助人を選任してその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的として、平成12年から始まりました。

今後、認知症高齢者や単身高齢者・障がい者世帯の増加が見込まれる中、ますます成年後見制度のニーズは高まってくると考えられます。

こうした状況の中、支援を必要とする人が、成年後見制度を適切に利用できるよう、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）が施行されました。

この法律は、国や地方公共団体が成年後見制度の利用促進に取り組む責務等を明らかにすること等より成年後見制度を利用している人、これから利用しようとしている人の権利利益が適切にかつ確実に保護される体制を整備することを旨としています。そして、この「促進法」に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）が策定され、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。また、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

つるぎ町では、「促進法」や「国の基本計画」で示されている町の責務を果たすためつるぎ町成年後見制度利用促進計画を策定し、必要な体制整備や関係機関との連携などの施策を進めることとしました。

2 計画の位置づけ

つるぎ町成年後見利用促進計画は、「促進法」第14条第1項の規定に基づき「国の基本計画」を勘案しながら、本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。また、第4次つるぎ町地域福祉計画（以下「町地域福祉計画」という。）を上位計画とし、町の関係諸計画と整合性を図りながら策定し町地域福祉計画改定時には、当該計画も改定し計画期間も合わせ内包するものとします。

3 施策の展開

現在、展開中の「町地域福祉計画」の基本理念、基本目標を達成するために本計画に関連した主な取り組みとして次のようなものがあげられます。

- 多様な課題を抱える者への取り組み
- 重点的な課題に対する取り組み
- 地域の見守り体制・支え合い活動の強化
- 分かりやすい情報提供の推進
- 総合的な相談支援体制の充実
- 制度の狭間や潜在的な課題への対応
- 地域包括ケアシステムの強化
- 権利擁護体制の充実
- 虐待防止体制の充実

上記の取組内容と、「国の基本計画」を勘案し、本町においても、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と中核機関の運営を行います。

(1) 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

(2) 中核機関の運営

地域連携ネットワークの運営の中心的役割となる中核機関を福祉課と地域包括支援センターで協働で運営します。

具体的機能として①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能があります。

①広報機能

- ・地域住民、地域相談機関をはじめ、各相談窓口等に対し、判断能力の低下に伴って発生しやすい様々な課題やリスクを共有し、成年後見制度の仕組みや制度のメリットやデメリット等を伝達します。同時に、課題を感じた人が適切に相談窓口につながる環境を整備します。

②相談機能

- ・本人の意思決定支援、支援の必要性、適切な支援内容の検討を行い、成年制度の利用につながるよう支援をします。また、必要がある場合は専門職の関与等も中核機関と支援します。一方、成年後見制度の利用以外が適切と判断された場合であっても、本人の状況の変化に応じて、再度支援方策の検討が必要な場合は支援をします。

③成年後見制度利用促進機能

- ・支援方針や適切な候補者等の検討により、本人の利益のために誰が申し立てを行うことが適切か、市町村長申し立ての検討の必要性、候補者の推薦について支援を行います。また、法人後見実施団体等との連携に努め中核機関として後見人とともに本人を支援できるよう努めます。

④後見人支援機能

- ・後見人等選任後も、本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の把握に努め、類型の変更の検討や新たに必要となった権限の追加などの検討を行い、不正の防止や後見人等の不適切な実務の是正を目的として、中核機関として家庭裁判所に情報提供をする等の連携に努めます。

(3) 優先して取り組む事項

国の基本計画に基づき、①任意後見制度の利用促進、②担い手の確保・育成等の推進、③市町村長申し立ての適切な実施、④地域連携ネットワークづくりの推進を優先的に取り組みます。

①任意後見制度の利用促進

- ・中核機関である「つるぎ町成年後見支援センター」を中心とし、関係機関との連携のもと、適切な時期に任意後見監督人の選任がなされ、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みを推進します。

②担い手の確保・育成等の推進

- ・都道府県が行う担い手の育成等の事業と積極的な連携に努め、多様な主体や人材が後見業務を担えるように推進します。
- ・法人後見制度の推進として、都道府県と連携のうえ、実施団体の発掘及び連携に努めます。

③市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての活用が必要な場合は、市町村申立てを適切に実施されるよう努めます。
- 成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、対象を低所得者も含め、市町村申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も必要性を考慮し、助成の対象となるよう適切な検討に努めます。

④地域連携ネットワークづくりの推進

- 地域連携ネットワークづくりの推進のため、支援機能として「権利擁護の相談支援」「権利擁護支援チームの形成支援」「権利擁護支援チームの自立支援」の3つの機能の充実、また、連携協力による地域づくりとして「共通理解の促進」「多様な主体の活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の3つの視点での取り組みを推進します。

(4) 計画の推進

ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護も重視という「国の基本計画」の基本的な考え方に基づいて計画を実行していきます。併せて、実施する機能の追加を行う等必要に応じて改善・調整を行います。

第7章 つるぎ町再犯防止推進計画

1 計画策定の背景

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）に基づき、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成30年度から令和4年度までの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画です。

徳島県においても令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「徳島県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画を踏まえて、犯罪をした者等の円滑な社会復帰支援をすることで、県民の誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

本町でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進法第8条第1項に基づき、「つるぎ町再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止施策の推進に取り組めます。

2 計画の位置づけ

つるぎ町再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づき「国の再犯防止推進計画」を勘案しながら、本町における再犯防止に関する施策について定めた計画です。また、「町地域福祉計画」を上位計画とし、町の関係諸計画と整合性を図りながら策定し町地域福祉計画改定時には、当該計画も改定し計画期間も合わせ内包するものとします。

3 再犯防止推進計画における基本方針

再犯防止推進計画の基本方針は、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものです。

再犯防止推進法は、第3条において「基本理念」を掲げているところであり、施策の実施者が目指すべき方向・視点は、この基本理念を踏まえて設定すべきであると定められています。

そこで、再犯防止推進法第3条に掲げられた基本理念を基に、以下の5つの基本方針が設定されています。

【5つの基本方針】

1. 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2. 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3. 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4. 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5. 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

4 施策の展開

再犯防止施策は、再犯防止推進法第2章が規定する基本的施策に基づき、以下に掲げる7つの課題に整理されています。

【7つの重点課題】

- 就労・住居の確保等
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 学校等と連携した修学支援の実施等
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進等
- 地方公共団体との連携強化等
- 関係機関の人的・物的体制の整備等

これらの課題は相互に密接に関係していることから、関係機関が施策を実施するに当たって、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識することはもとより、施策間の有機的関連を意識しつつ総合的な視点で取り組んでいく必要があります。現在、展開中の「町地域福祉計画」の基本理念、基本目標を達成するために本計画に関連した主な取り組みとして次のようなものがあげられます。

(1) 主な取り組み

再犯防止対策に向けて、更生保護に携わる保護司（美馬地区保護司会）や更生保護女性会員（つるぎ町更生保護女性会）等の活動を支援します。

これらの活動等を広報誌やホームページに定期的に掲載することで、活動の啓発と理解促進を図ります。また、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等においても、再犯防止に関する広報・啓発活動を実施し、地域住民への理解促進を図ります。

犯罪をした者等が地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関（徳島保護観察所、コレワーク四国、徳島法務少年支援センター等）や保健医療・福祉関係機関、各種団体等との連携強化を図ります。

(2) 関係機関・団体

名 称	所 在 地	電話番号
徳島保護観察所	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎5階	088-622-4359
コレワーク四国 (高松矯正管区矯正就労支援 情報センター)	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎地下1階	0120-29-5089
徳島法務少年支援センター	徳島市助任本町5-40	088-652-4115
美馬地区更生保護サポートセ ンター	美馬市美馬町天神121 市民サービスセンター3階	080-2974-6023

(3) 計画の推進

国の再犯防止推進計画にある「犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む『誰一人取り残さない』社会の実現」という基本方針に基づいて計画を実行していきます。また、取り組みの拡充等があった場合には、必要に応じて改善・調整を行います。

資料編

1 つるぎ町地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略、順不同)

分類	氏名	役職
福祉計画策定委員会委員	近藤 恵子	(次世代育成支援行動計画部門) 子育て応援団つるぎっこ代表者
社会福祉団体の関係者	○満壽川 豊	(高齢者保健福祉計画部門) つるぎ町シルバー人材センター 理事長
福祉計画策定委員会委員	坂田 伊津子	(障害者計画部門) つるぎ町手をつなぐ育成会 会長
防災会議委員	東出 忠	(防災計画部門) 美馬西部消防組合消防団 団長
社会福祉団体の関係者	西岡 一	つるぎ町老人クラブ連合会 会長
社会福祉団体の関係者	佐藤 千代美	つるぎ町連合婦人会 会長
社会福祉団体の関係者	松浦 昭人	社会福祉法人 清寿会 常務理事 統括施設長
学識経験者	◎三木 徳枝	つるぎ町民生委員児童委員協議会 会長
地域代表者	丸岡 龍三	地域福祉活動推進者
地域代表者	平尾 英司	地域福祉活動推進者
地域代表者	西浦 ヨシカ	地域福祉活動推進者

※◎は委員長、○は副委員長

2 つるぎ町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）107条の規定に基づき、地域福祉計画策定に必要な施策等を審議するため、つるぎ町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他計画の策定及び見直しに関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 福祉計画・防災計画策定委員会委員
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 地域福祉活動を支援する団体
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第4次つるぎ町地域福祉計画

発行年月： 令和5年3月

発 行： つるぎ町

編 集： つるぎ町 福祉課

〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3

T E L： 0883-62-3111

F A X： 0883-55-1051